

平成 3 0 年 6 月 1 3 日

平成 3 0 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 2 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 6 月 1 3 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 4 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	吉 田 哲 也	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	井 上 武 津 男
5 番	岡 田 泰 正	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	竹 内 き み 代
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	堀	忠	雄			
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
地方創生担当課長	草	水	清	美			
地域力推進課長	犬	石	剛	史			
人権啓発課長	井	上	順	三			
税住民課長	細	井	隆	則			
福祉課長	北	広	光				
診療所事務長	久	保	順	一			
農村振興課長	東	本	繁	和			
建設事業課長	馬	場	正	実			
会計管理者兼会計課長	瀧	村	幸	代			

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	3	番	村	山	一	彦					
							4	番	井	上	武	津	男				

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決）
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決）
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決）
- 日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

和東町税条例の一部を改正する条例

日程第 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

報告第 1 号 平成 29 年度和東町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 2 号 平成 29 年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

報告第 3 号 平成 29 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書

報告第 4 号 平成 30 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

報告第 5 号 平成 29 年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

報告第 6 号 平成 30 年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

本日はご苦勞さまでございます。

ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 2 回定例会を開会いたします。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 3 0 年第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、議員全員のご出席をいただきましてありがとうございます。

また、日ごろは、和東町の行政にいろいろとご指導・ご協力をいただいておりますことをこの場をおかりしてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

ご挨拶をさせていただく前に一言おわびと経過説明をさせていただきます。

本年 5 月の簡易水道特別会計におきまして、一金融機関における口座引き落としができないという事案が発生いたしました。対象者につきましては 1 3 2 口座 1 2 8 人の方にご迷惑をおかけする結果となりました。確認後、対象者に対しましては引き落としができなかったことを文書でお伝えし、5 月 1 4 日に改めて引き落としをさせていただきました。今回、改めまして住民の皆さん、そして対象者の皆さんにおわびを申し上げ、そしてこうしたことが起こらないように今後努めさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

さて、本議会におきまして、議案でございますが、専決の承認、そして補正予算、条例の改正・制定等予定をいたしております。どうか全議案におきまして原案どおりご承認をいただきますことをお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもご苦勞さまでございます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、村山一彦議員、4番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から6月22日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、和束町議会平成30年第2回定例会報告書により、ご報告申し上げます。

報告第1号及び報告第3号から第6号まで私のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

報告書をめくっていただきまして、まず、報告第1号でございます。

報告第1号

平成29年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成30年6月13日報告

和束町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、次のページが平成29年度和束町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明を申し上げます。

なお、財源内訳につきましては省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

単位は円でございます。

2款総務費、1項総務管理費、和束町運動公園駐車場等周辺整備事業、4,813万3,000円、1,795万2,000円。

5款農林業費、2項林業費、日本猿群生息状況調査等事業、450万円、450万円。

7款土木管理費、2項道路橋りょう費、町道維持修繕事業、2,795万4,000円、500万円。

7款土木費、2項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業、過疎対策、4,394万7,000円、3,743万8,000円。

7款土木費、3項河川費、河川浚渫事業、600万円、600万円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農地災害復旧事業、803万3,000円、670万円。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、3,073万8,000円、2,420万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、4,273万7,000円、3,400万円。

10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、719 万 4,000 円、460 万円。

平成 30 年 6 月 13 日提出

和 束 町 長 堀 忠 雄

次の報告第 2 号につきましては、後ほど担当課長より報告をさせていただきます。

2 枚めくっていただきまして、続きまして、報告第 3 号を報告させていただきます。

報告第 3 号

平成 29 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書

平成 30 年 6 月 13 日報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

次ページに報告書を添付させていただいております。

報告書の 1 ページでございます。

平成 29 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画に関する報告書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、平成 29 年度城南土地開発公社（第 2 回）補正事業計画並びに補正予算について、平成 30 年 3 月 23 日提出、同日可決されております。

2 ページに第 2 回補正事業計画、3 ページに第 2 回補正予算、4 ページ以降につきましては、第 2 回補正予算実施計画等を掲載しております。後ほどまたお目通しをいただきたいと思っております。

次に、報告第 4 号でございます。

ページを少しめくっていただきたいと思っております。

報告第 4 号

平成 30 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書

平成 30 年 6 月 13 日報告

和 束 町 長 堀 忠 雄

次ページに平成30年度の事業計画に関する報告書を添付させていただいております。

平成30年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書。

1ページめくっていただきまして、議案第9号でございます。

平成30年度城南土地開発公社事業計画並びに予算について。

平成30年3月23日提出。これにつきましても、同日可決されております。

2ページ目が城南土地開発公社事業計画、3ページ目につきましては、城南土地開発公社予算、4ページ以降につきましては、平成30年度城南土地開発公社予算実施計画を記載されております。また、お目通しのほうをよくお願いしたいと思います。

また、少しページを進めていただきます。3ページほどめくっていただきました。

続きまして、報告第5号でございます。

報告第5号

平成29年度一般財団法人和東町活性化センター決算に関する報告書

平成30年6月13日報告

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第6期、平成29年度の事業報告書になっております。

1ページから6ページが第6期の事業報告書でございます。

6ページ以降の次が第6期の収支決算報告書になっております。また、お目通しのほうをよくお願いいたします。

また、もう少しページをめくっていただきまして、続きまして、報告第6号でございます。

報告第6号

平成30年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画に関する報告書

平成30年6月13日報告

和東町長 堀 忠雄

次のページに第7期、平成30年度事業計画書がございます。

めくっていただきまして第7期、平成30年度一般財団法人和東町活性化センター事業計画書でございます。

少しめくっていただきまして、第7期の収支予算書を載せさせてもらっております。また、お目通しいただきたいと思います。

報告事項につきましては以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

おはようございます。私のほうからは、報告第2号について報告させていただきます。

報告第2号

平成29年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書に関する報告書

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、別紙のとおり報告します。

平成30年6月13日報告

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

平成29年度和東町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

先ほどと同様、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額で報告させていただきます。

2款施設費、1項施設費、水道施設整備事業、150万円、93万8,000円。

平成30年6月13日報告

和東町長 堀 忠雄

山口線改良工事に伴う水道布設替え工事の事業費の繰り越しでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

議長から報告します。

監査委員より、平成29年度第12回、平成30年度第1回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は5月30日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における平成29年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに堀町長から、和束町にも観光客がたくさん来ていただき、土日には観光バスも入ってきている。地元住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしており、ご協力をいただいていることにお礼を申し上げたい。

また、観光の中の大きな事業として、2021年に開催されるワールドマスターズゲームズは国際的な大会であり、本町においても徐々に準備を進めている。近隣市町村にも協力を呼びかけ、成功に向け取り組んでいきたいと挨拶されました。

次に、平成29年度の決算見込みについて報告があり、一般会計で、歳入総額32億6,081万円、歳出総額31億3,800万円で、実質収支は9,468万円の黒字となった。また、6特別会計では歳入総額23億5,539万円、歳出総額22億5,379万円となり、実質収支は1億160万円と、全ての特別会計で黒字決算となりました。

続いて、各課の平成29年度事業の実施状況等について調査を行いました。

総務課では24事業の報告があり、交通安全対策事業として、各区長さんから要望

のあったカーブミラーを9カ所設置、29年度から新しく防犯灯のLED化工事費用等に補助金を支給されました。このLED化工事費用の補助金制度は、30年度から街灯本数の基準を拡充されます。

平成27年の町営バス木屋線の休止に伴い、移動手段としてのタクシー運賃助成事業は利用者延べ69人で年々増加している。奈良交通へ運行を委託している路線バス運行維持補助金は、利用者の減少等により、昨年度より補助金約150万円増の3,321万円となり、今後利用促進や新たな公共交通のあり方を検討することが課題であると報告されました。

また、大学生等奨学金給付事業として、奨学金を高校生4名、大学生2名に支給。

また、大規模災害発生時に実施する業務を円滑かつ適正に対応するため、執務体制や対応手順を定めた計画書を策定されました。

地域力推進課では、地方創生事業やお茶の京都事業を含む32事業の報告がありました。29年度はお茶の京都ターゲットイヤーとして茶畑ビューイング2017が開催され、茶畑景観や和東茶を愉しんでいただく機会となり、マスコミにも注目されたイベントとなりました。

また、和東町PRパンフレット・グッズの作成や移住者を呼び込む移住動画の作成、教育観光やインバウンド等の農家民泊の受け入れも積極的に取り組まれました。農家民泊受け入れ家庭登録件数も100件を超え、29年度は18ツアー、435名を受け入れ、今後一層の取り組みを推進するとされました。

そのほか茶源郷グルメマップの作成や閑散期のグルメイベントの実施、豊かな自然環境の中でサテライトオフィスを整備したスマートワーク・イン・レジデンス事業も実施されました。

また、29年の観光入込客数等の見込みについて報告があり、観光入込客数については15万2,984人で、前年比5万8,521人増加した。主な増加要因は、観光案内所やレストランカフェのオープンに伴う集計ポイントの増加などで、一人当たり

平均観光消費額は5,119円で、前年比3,507円の増加となった。

税住民課からは平成29年度の町税の課税状況の報告があり、町税全体の課税額の現年度分は前年度より1.14%の増となり3億8,699万円で、税目別に見ると個人課税で前年度比0.69%の減、法人課税で34.19%の増、町民税全体で2.27%の増との報告がありました。

国民健康保険事業勘定については、828世帯、被保険者1,556人が加入されており、今後、特定健診の受診率の向上や糖尿病重症化予防の取り組み等医療費の上昇を抑えることにより、保険税上昇の抑制につなげていくと報告がありました。

福祉課では22事業の報告があり、障害者基本計画第5期障害福祉計画を東部3町村で共同策定した。

また、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を中心に相談、見守りを行う高齢者見守りサポート事業では延べ1,932件、42人を訪問した。

高齢者インフルエンザ助成事業では987人が接種された。

茶源郷健康ポイント事業では自主的な健康づくりを推進し、受診に応じてポイントを付与し、参加者も年々増加している。このほか各種がん検診の受診者数や介護保険事業、国民健康保険診療所、和束保育園、人権ふれあいセンター施設の事業などについて報告がありました。

委員からは、「観光入込客数が年々ふえているが、木津信楽線道路上での観光バス停車時周辺の安全面の確保やトイレ・ごみの問題、観光客の受け皿ができていないように思うが対応はどうか」、「星野リゾートとの協定後の進捗状況は」、「国民健康保険事業が4月から京都府に一元化され、激変緩和期間中の税率の改正はあるのか」、また、「高齢者の自動車運転免許証返納は29年度3件あり、今後ふえると考え。足の確保も必要であり、相談体制等一定の仕組みが必要ではないか、また、同時に、公共交通のあり方も検討するべきではないか」、その他、「和束町の景観を守っていくため、耕作放棄地等の施策は」、「ふるさと応援寄附金の返礼品や寄附金の使途を

明確にし、事業を進めてはどうか」、「軽自動車税等のコンビニ納付の検討は」、「和東保育園における越境入園の受け入れや園児の虫歯罹患率の状況は」、また、「子供が生まれた後の支援はいろいろあるが、生まれるまでの妊婦の支援や交流の場がないとよく聞くが、今後の考え方は」、「海洋センターのプールを含めた上での有効利用や設備見直しの検討は」、「サテライトオフィスのその後の活用」などたくさんの意見・質疑が行われ、担当課長等からそれぞれ答弁を求め、この日の事務調査を終えました。

以上報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

おはようございます。

それでは、私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は6月1日に町長、副町長、関係課長・課長補佐の出席を求め、各課における平成29年度の主要事業の成果などについて事務調査を行いました。

初めに、堀町長から、「29年度の出納閉鎖も終わり、また、この時期、煎茶についてはことしも一定終了したが、てん茶は真っ最中であり、終盤を迎え、忙しい時期を迎えている。ことしのお茶の相場は煎茶が高く、てん茶の平均が低く、厳しい状況にある」と挨拶されました。

その後、奥田副町長から、平成29年度決算見込みについて報告があり、一般会計、特別会計合わせて実質収支1億9,628万円の黒字決算であったと説明されました。

続いて、各課の平成29年度事業の実施状況等について調査を行いました。

農村振興課では24事業の報告があり、和東運動公園駐車場等周辺整備事業としてグリーンティ和東周辺の駐車場整備が実施された。この事業は完成しておらず、30年度予算へ繰り越しをしている。茶業の振興と後継者の育成を図り、地域ブランド確立

の支援を行う青年就農給付金事業は、6名、合計788万円を給付した。

和東茶を生かした新産業創出事業は活性化センターに委託し、ハーブ等を使って商品開発に取り組まれた。

また、産地パワーアップ事業としてグリーンハザマ共同製茶工場の製茶機械の入れかえ、多様化する悪質商法による被害、訪問販売等トラブルの相談に相楽地域共同で設置している相楽消費生活センターでは、29年度電話・来所合わせて568件、うち和東町からは17件の相談があった。

その他、農業委員会の運営や野生鳥獣対策事業、豊かな森を育てる府民税交付金事業、相楽東部クリーンセンター業務の塵芥処理事業、マウンテンバイクコースメンテナンスを含む湯船森林公園管理・美化事業などが報告されました。

建設事業課では、門前橋の撤去工事や町道山口線の拡幅改良工事が施工された。

和東町管理橋梁定期点検業務委託では、73橋が一括点検されました。

また、昨年8月と10月に発生した台風5号・21号により被害を受けた農地や道路・河川の災害復旧事業では、測量設計業務や応急排土工事は実施されたものの、工事費等約4,800万円が30年度へ繰り越しされることとなりました。

その他、7水源を1水源とする統合簡易水道事業は、全て和東中央簡易水道に統合し、遠隔監視システムの構築や配水管布設工事などが実施され、平成30年度完成に向け事業を進めていると報告されました。

以上の報告を受けて各委員からは、「農地最適化推進員の選出について、なかなか選出できない状況だと聞いているが、その後の状況は」、「青年就農給付金事業の給付対象者の条件はどうなっているのか」また、「マウンテンバイクコース・レンタルバイクのメンテナンスの内容や大会の開催状況、PRは」、「ワールドマスターズゲームズ大会に向けての取り組みは」、また、「星野リゾートとの協定後の進捗状況は」、「橋梁長寿命化修繕事業の内容は」、また、「町営住宅使用料の徴収率が昨年度より低い。徴収に向けての努力はどのようにされているのか。取り組む姿勢に問題

があるのでは。早急に改善を行うべき」と厳しい意見が出されました。水道・下水道使用料の徴収においても同様の意見が出されました。

また、「西和東木津線舗装工事の内容や現在の状況は」、「災害復旧工事の進捗状況や今後の計画」などについて意見や質問がありました。

その他、農村振興課から、平成30年のお茶の入札状況の報告がありました。

午後からは、グリーンティ和東周辺駐車場整備の状況や6月定例会に提案される補正予算でグリーンティ和東内のトイレ等改修工事について現地調査を行い、担当者から説明を受け、この日の事務調査を終えました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、一部事務組合議会の報告を求めます。

相楽中部消防組合議会、井上武津男議員。

○相楽中部消防組合議会議員（井上武津男君）

皆様、おはようございます。

それでは、私のほうから、相楽中部消防組合議会報告を行います。

平成30年5月16日午前10時から、第1回相楽中部消防組合臨時議会が開催されました。

初めに、河井管理者から、「平成29年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分事項の承認を求める件（加茂消防車整備事業の議決に付すべき財産の取得の件について）臨時議会をお願いいたしました」との挨拶がありました。

承認第1号 専決処分事項の承認を求める件（平成29年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第3号））は、京都府みらいづくり交付金のうち、みらい戦略一括交付金に当初予算計上していた事業のほかに「消防装備等整備事業」、「救急資機材整備事業」等の追加事業申請したところ許可され、補助金額が増加したことによるもの。これにより、一般会計予算の補正が生じ、歳入歳出それぞれ302万1,000円追

加し、総額を歳入歳出それぞれ14億4,391万5,000円とする専決処分。

賛成全員で、原案どおり承認。

議案第5号 相楽中部消防組合議会の議決に付すべき財産の取得の件。

加茂消防ポンプ自動車を有限会社平井ポンプ工業から購入するに際し、相楽中部消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

賛成全員で、原案どおり可決。

これにて、この日の全ての日程を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

以上で、報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、井上武津男議員。

○4番（井上武津男君）

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき、私のほうから一般質問をさせていただきます。

大きな1番、和東の観光における問題点と対応策について、大きな2番、マウンテンバイク世界大会に向けての取り組みについて、この2点について一般質問させていただきます。

ここ近年、和東において観光客数が増加の一方であり、大変喜ばしいことでもあります。しかしながら、他方ではさまざまな観光や観光客に対する問題点が浮かび上がっ

てきています。これらの問題点を速やかに解決してこそ、観光町村として発展・発達の道を進むものと信じております。観光客には失望させないよう、また、地域・地元住民には迷惑のかからない取り組みを早急に行っていくことを望む次第であります。

5月の連休において5日間、私は、和東茶カフェで観光に車で来られている方へ駐車場への誘導ボランティアをさせていただきました。特に、最終日に近い5月5日には、大変、車の数が多く、新設されたガラスハウス裏の駐車場が満杯になる時間もあったほどです。そして、この5日間にお客様からの苦情、地元からの苦情が多々ありました。これらの声が和東町の観光の課題だと思いますので、4点にわたって質問いたします。

第1点目に、グリーンティ和東裏の駐車場についてです。

駐車場への誘導看板がないという声をよく聞きました。さらに、1日200台近くの車が来れば、本来、誘導係員が必要であります。当日誘導する人間が私一人でありました。一つ間違えば事故になります。駐車場への誘導看板や場内誘導、駐車スペース表示など不十分だと感じますが、いかがでしょうか。また、昨年整備した駐車場のさらなる整備はどのように考えておられますでしょうか。

2点目に、町内の観光客受け入れ環境の充実についてです。

「トイレがない」、「トイレの場所がわからない」、「食事をする場所が案内マップには載っているが、当日そこへ行ったら休日であった」との苦情、また、「食事をするところをもっと充実してほしい」、「緑泉コースを地図を頼りに行ったが、目印となる看板、矢印がなく、道に迷いそうになった」という声を聞きました。

トイレが少ないとの声はこれまでもあり、縁側カフェとして公民館や店舗のトイレを開放していますが、今後、町としてトイレの拡充をしていく考えがあるかどうかお伺いします。また、食事をする場所の案内や観光案内板の設置についてのお考えをお聞かせください。

3点目に、農家と観光客との共存についてです。

農家からは、「勝手に茶園に入って写真を撮られる行為は迷惑だ」、観光客からは、「茶畑で写真を撮るとき、誰に聞けばいいのか」という声を聞きました。私有地である茶畑への立入禁止看板や個人の茶畑に入らず写真を撮る場所、ポイントとなる場所を示すことが必要と考えますが、町としての対策は考えておられるのでしょうか、お答えください。

4点目に、道路の問題です。

「自動車で来られた方が道端で車をとめ写真を撮っておられ、狭い道で駐車されるのは農家や住民、観光客にとっても迷惑である」、「帰り道がわからない」、「ナビを使用したけど、通行動めであった」という声を聞きました。駐車禁止看板などの啓発や帰り道を示すため、ローソン前の白栖橋交差点や府道・国道への誘導看板の設置が必要と考えますが、町のお考えをお聞かせください。

また、和東井手線はいつまで通行動めが続くのでしょうか。開通時期と府への働きかけの状況をお聞かせください。

これら列挙した問題はさほど難しくもなく、解決できると思われれます。速やかに対応されることを望みます。

次に、大きな2番のマウンテンバイク大会に向けての取り組みであります。

(1) 和東において世界大会を行うまでの国内大会の有無は。

いきなり世界大会を行うのではなく、数回の国内大会を行い、いろいろと培うものが必要かと考えます。この点についてのお考えは。

(2) 和東町における選手の育成は。

開催地であるにもかかわらず選手がいらないのでは余りにも不細工であると思いますが、どのようにお考えでありましょうか。

(3) 協議コースの完成予定は。

すぐにでも取りかかる必要があるのではないのでしょうか。

(4) 世界大会まで全ての道路の完成は間に合うのでしょうか。

府道木津信楽線、宇治木屋線のトンネル貫通、これらについてお答えをお願いいたします。

町長、関係課長の答弁をお願いいたします。

2回目の質問については自席より行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま井上議員にいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

観光振興についての考えを私から答弁させていただきましまして、具体的な内容等については担当課長から答弁させていただきます。

和東町はお茶のまちであり、この主産業である茶業の発展が美しい景観を形成し、京都府景観資産第1号に登録されるなど、高い評価を得ているところであります。

この茶畑景観を観光資源として和東町の観光振興を進めておりますが、観光振興に取り組む理由といたしましては、一般的なことにはなりますが、まず第1に、経済効果を上げることになります。

和東町の人口は約4,000人ではありますが、町外から人を呼び込み、食事や買い物、体験をしていただき、お金を使ってもらうことで4,000人以上の消費が生まれ、町の経済が潤うことになります。

茶農家はJAや茶商だけでなく、最終、消費者向けの商品として特産品和東茶を販売する機会も生まれます。加工品の開発や飲食店の増加、そのにぎわい創出をも期待できます。

次に、和東町の知名度を向上させることも観光振興に取り組む理由であります。

宇治茶の主産地としての和東町の知名度を上げることはブランド力の向上につながり、結果、和東茶の価値を上げることにもあります。このように観光客の増加を茶業

の発展につなぎ、さらには、これら事業を通じて住民のふるさとへの誇りとつながり、そのことにより和東町の活性化を目指していきたいと、このように考えているところでもあります。

平成29年の公式発表はまだであります、お茶の京都の効果もあり、観光入り込み客数は15万人を超える見込みであり、第4次総合計画に掲げた平成32年の交流人口25万人の達成に向け、着実に歩みを進めているところと考えております。

一方で、議員からのご指摘がありましたような課題も顕在化しており、住民としても、和東町は観光地というよりも農業・生産地としての意識がまだまだ強いものだと感じているところでもあります。

それぞれの課題に対する答弁は関係課長からいたしますが、住民の皆様にもご理解をいただき、かねてから住民協働のまちづくりと申し上げておりますが、住民の皆さんを巻き込み観光振興に取り組み、茶業の発展につなげ、その活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

一層のご理解とご協力を賜りますことをお願いしたいと思います。

(1) から (4) については関係課長から答弁させていただきます。

続いてでございますが、マウンテンバイクについてであります、総論的な考え方を私から答弁させていただきます。

ワールドマスターズゲームズの会場となっている湯船マウンテンバイクランドは、早稲田大学との連携協定により、学生から受けた提案を形にしたもので、過疎・高齢化・人口減少に直面する湯船地域の活性化に向けて誕生した施設でもあります。

マウンテンバイクコースは平成25年にオープンし、通年での使用が可能なマウンテンバイクコースは近畿では湯船と兵庫県三木市にしかなく、愛好家の呼び水となっております。

平成27年からは国内の公式レースが湯船で開催されており、今後、コース整備を行い、トップクラスの選手が集まる一番上のランクの大会を開催できるようにもなれ

ば、有名な選手を目当てにした観客やマスコミなどもふえることが見込めますので、ますます発展の可能性があると考えております。

大会の誘致と同時にマウンテンバイクの競技人口をふやすための取り組みもこれまでから進めており、ビギナーズスクールや茶源郷まつりでのマウンテンバイクの体験を実施してきたところであります。今後ともマウンテンバイク愛好家をふやし、ワールドマスターズゲームズを一過性の取り組みに終わらせることなく、町のスポーツとして根づいていくよう教育委員会や自転車競技団体とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

次に、（４）の府道木津信楽線、府道宇治木屋線のトンネル貫通などの道路整備であります。現在、京都府で進めていただいております府道木津信楽線、木津川市加茂町井平尾地内の拡幅はまさに和束町の玄関口であり、工事の進捗を見守っているところであります。近年、国内で発生しております大規模災害などの事情から、京都府としても事業費確保には大変ご苦労されていると聞いており、一日も早い工事の完成を今後も強く要望していく所存であります。

次に、宇治木屋線犬打峠トンネルの完成であります。これらについては昨年度より本格的に事業着手をされ、新名神宇治田原インターチェンジの完成に合わせ事業が進められております。実際のトンネル工事については来年秋以降という説明を受けていました。本町といたしましては、一日も早い完成に向け、関係機関に強く要望してまいりますので、ご支援賜りますようお願いいたします。

（１）から（３）につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

以上で、井上議員からいただきました一般質問に対する答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、井上武津男議員の1. 和東の観光における問題点と対応策で、
(1) グ린ティ和東裏の駐車場についてお答えさせていただきます。

グ린ティ和東裏の駐車場につきましては、3月の定例会におきまして繰り越しのご承認をいただき、5月14日に整備工事の入札を執行し、5月21日に契約をいたしております。

工期につきましては、9月28日までとしております。

工事内容といたしましては、現在、手がついていない北側住宅側の水田の排水性が悪いので、暗渠排水布設工事、駐車場周辺の古い側溝の撤去と新しい側溝布設工事、それから、段になっておりますので、土どめの擁壁工事と駐車場の表面の整形工事を予定しております。

また、現在の発注している工事では全てが完成できませんので、今回の議会において工事費の補正予算を計上させていただきますして、さらなる整備をしたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私のほうからは、1の(2)、(3)、それから2の(1)、(2)、(3)について答弁させていただきます。

1の(2)の観光客の受け入れ環境についてでございますが、トイレにつきましては、これまでから町内でのトイレ不足が課題になっておりまして、議員からも紹介がありましたように、縁側カフェとして町内の店舗や公民館を観光客の皆さんに開放する事業を平成27年度から実施しておりまして、現在7カ所を登録していただいております。

また、平成28年度にはトイレカーを導入いたしまして、和東茶カフェにおいてイ

ベント等でご活用いただいているところでございます。

今後とも縁側カフェの拡大やトイレカーの積極的な活用によりトイレ不足に対応してまいりたいと考えております。

次に、食事をする場所についてでございますが、観光案内所や和東茶カフェにおいて観光客から食事をする場所を尋ねる質問が多く出ているということは伺っておりまして、食事は観光の楽しみの一つで、町内の観光消費額を上げるためにも観光客への案内は非常に重要なことだと考えております。

このため昨年度、町内事業者に対してお茶を使った新メニューの開発支援を行うとともに、新メニューも含めた茶を使った商品を茶源郷グルメと称して、提供店舗をまとめたパンフレット・茶源郷グルメマップを作成したところでございます。このマップには定休日や営業時間も掲載しておりますので、この茶源郷グルメマップを観光客に配布していただけますように町内に周知を図っていきたいと考えております。

次に、観光案内看板についてでございますが、和東町の観光資源は茶畑景観であり、美しい景観を目当てに和東町を訪れる方も多く、和東茶カフェや観光案内所でも景観の場所を尋ねる質問が最も多いと聞いているところでございます。これまでからウオーキングマップの作成や景観前の案内看板、それから緑泉コースの誘導看板の設置など対策を講じてきたところですが、初めて和東に来られる方など、まだまだうまく伝わらず、質問は依然として多く寄せられております。このため誘導表示をできるだけ多くつくり、これを目印にしてコースをめぐってもらいますように関西電力と、今、協議しておりまして、電信柱の活用を検討しているところでございます。

今後、京都府とも協議を進めまして、まずは駐車場がある和東茶カフェを起点とした石寺景観までのコースの誘導表示を電信柱に記載できるように、予算についても今議会をお願いしているところでございます。

次に、(3)の農家と観光客との共存はについてでございますが、茶畑を道路などから撮影する場合は特に制限することはできませんが、中には議員ご指摘のように、

茶畑の中に入って写真撮影をする観光客がいらっしゃるということは伺っておりまして、町で作成する観光パンフレットや冊子などには注意書きのほうを記載させていただきまして、啓発に努めているところでございます。

また、今年度は当初予算にて啓発看板の設置に係る費用もお認めいただきまして、観光客が集中する石寺景観前の茶畑に啓発看板を設置できるように準備を進めているところでございます。

今後とも、住民の皆様からの要望があれば予算をお願いして、啓発看板を設置してまいりたいと考えております。

また、和東町も構成団体となっておりますお茶の京都DMOでは、民間の旅行会社も参画しておりまして、職員も派遣していただいているところです。これらの旅行会社にお願ひしまして、実施するツアー参加者に対して、茶農家の迷惑にならないように注意を促すなど、お茶の京都DMOとも連携して啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2のマウンテンバイクについてでございますが、コース整備につきましては、国際大会を開催するためには幅6メートル以上、延長100メートル以上の直線コースの設置が必要となっておりますが、現在、湯船にはこの直線コースがないために、ワールドマスターズゲームズまでにこの整備をしなければなりません。整備をするに当たっての一番の課題がコース内が全て保安林の中ということでありまして、保安林内での道は最大4メートルの林道しかつくることができません。そのため6メートル幅のコースをつくるために保安林解除ということも検討する必要があります。このため直線コース部分などの保安林解除申請とコースの詳細設計を同時並行で進めるために、必要な予算を今回の補正予算をお願いしているところでございます。

今後、保安林解除ができ次第、コース整備工事を行いまして、31年、来年の秋までには何とかコースを完成させれるように準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、選手の育成についてでございますが、これまで湯船での大会に選手として参

加した和東町民は、団体のエンデューロ大会、これは時間内にコースを何回周回できるかという大会なんですけども、この団体競技に町役場のほうでチームを組んで参加したのみでありまして、個人競技で参加いただいた町民の皆さんは今のところはいらっしません。

議員ご指摘のように、我々といたしましても、ワールドマスターズゲームズへの町民の皆様の参加はお願いしていきたくと考えております。

ロードバイク愛好家でもマウンテンバイクをされる方がいらっしやると聞いておりますし、ワールドマスターズゲームズは30歳以上のアマチュア競技でもありますので、町内のロードバイク愛好家などにも選手として参加していただけますように、広報紙やホームページなどを通じて呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、ワールドマスターズゲームズに向けての大会予定についてでございますが、平成27年度から日本自転車競技連盟公認レースのCJ2クラスの大会を実施しております。コース完成後の平成31年、来年には、その上のクラスでありますCJ1の大会、それからその翌年度、再来年の32年には国際大会であるCJU大会を実施しまして、33年5月のワールドマスターズゲームズ本大会に備えていく考えでおります。

CJ2の今、開催している大会では、選手が最低でも150名程度でしたが、CJ1となりますと300名規模、今の倍規模の選手が集まると言われておりまして、駐車場の問題でありましたり場内の選手誘導等、本番に向けてノウハウを蓄積していきたいというふうに考えております。

以上で、私からの答弁は終了させていただきます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、井上議員からいただきました1番の（4）道路に関する

る問題、2番(4)の具体的に、府道木津信楽線、府道宇治木屋線トンネル等についての答弁をさせていただきます。

町長の答弁と若干かぶる部分もございますが、その点ご了承願いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

確かに、幅員の狭い道端に駐車し、写真を撮られている観光客は年々増加していることは道路管理者としても承知し、確認もしています。見かけたときは和東茶カフェをご案内するようにはしていますが、なかなか成果につながっていないのが実情と受けとめています。取り急ぎは丁寧な説明が必要だと考えておりますので、ご理解のほうをよろしく申し上げます。

それと、帰りの誘導看板についてですけれども、道路標識に合わせて誘導標識の設置という点については、道路管理者である京都府とも今後調整を努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

具体的に出ていました和東井手線については、8月中旬までに災害復旧に係る一連の工事は完成する予定で工事が進められていると聞いています。また、ゴールデンウィーク中5月は製茶繁忙期であり、通行どめについては、町内の主要路線及び府道も含めまして片側通行もしくは信号規制を行い、通行開放を行ってきました。また、町内には防災行政無線並びに近隣の住民には回覧等を活用し周知させていただきましたが、来訪者に対するフォローまでできていなかったことについては今後の課題とかわえております。さらなる対応策を検討させていただきますので、よろしくご理解のほうをお願いいたします。

次に、2番の(4)の分でございます。宇治木屋線犬打峠のトンネル工事についてですが、具体的には、昨年度に事業着手され、トンネルを掘ることによる地下水の現在の利用調査などが行われています。本年度は弾性波探査という地質を確認する調査を8月に計画してございまして、その後、双方のトンネルの入り口を決定、トンネル法線が確定する計画となっております。

弾性波探査では、発破、いわゆるダイナマイトを使用しての調査となることから、犬打峠あたりについては一時的な通行規制も余儀なくされることと説明を受けていますので、通行される方々にはご理解とご協力をお願いすることになるかと考えています。

また、対象土地所有者に対しましても事前に説明会を開催し、ご理解とご協力を求める準備を進めています。

最後に、木津信楽線の拡幅改良工事及び交通安全事業等についてですが、京都府に対しましては、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、強く要望しているところで、京都府も鋭意努力していただいているところですが、画期的な進捗は見られていないのが実情です。これらについても引き続き京都府と情報交換を密にし、努力していただけるよう働きかけを考えていますので、ご理解、ご支援賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、井上議員からいただきました質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

これより、2回目の質問をさせていただきたいと思えます。

まずは観光についてのことで、観光産業として和東を熟成させていくために、観光客、地元住民の意見を反映すべく、アンケート調査の実施をされたらいかがでしょうかと思っております。

というのは、この5月の連休のときにいろいろな方のお話を聞かせていただきましたけれども、アンケートをとって、それらを今後のためにいろいろと検討しておくということが大事ではないかと思えますので、この点についてお聞かせ願いたいと思

ます。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

アンケート調査についてでございますけども、アンケート調査といたしましては、町のほうで住民向けといたしまして5年ごとの総合計画の策定時のアンケート、その自由記載欄のようなところで観光に関するところも書いていただけるのかなど。そういったところで住民の声を伺うこともしておりますし、また、昨年、ゴルフカートの乗客の皆さん、これは観光客なんですけれども、こちらの皆様にもアンケートという形でお声を聞く場というものをやらさせていただきました。

議員ご指摘のように、広く観光に関する要望等を聞く場なんですけども、こういったこともアンケートをする以上は例えば予算化とか、そういったゴールを決めてやっていくべきものというふうに考えておまして、そういう必要に応じて議員からのご指摘のようなご提案に関しても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

ありがとうございます。

して、観光客の多い日にはキャラクターの茶茶ちゃんを出動させていただいたらどうかと思っております。ほかの地域ではキャラクターを出していただいて、観光客にかなり人気があると思いますので、人の多い時期にキャラクターの茶茶ちゃん出動、いかがでしょうかね。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

茶茶ちゃんの出動に関してなんですけども、たくさん子供たちが集まるイベントとして我々がやっているものとしては、茶源郷まつりであったり人権フェスティバル、こういったところでは実際にショーとして茶茶ちゃんキャラクターを出しているところなんですけれども、その他のイベントにつきましても、貸し出しという形で主催者の皆さんのほうに貸し出しまして、出演していただいているという状況であります。

その中で、茶茶ちゃんのほうは非常に動きにくい構造に今なっております、足が上らなかつたり物が持てなかつたりというところでもありますので、それを改良するためにしかも大分汚れてますので、今ちょうど新調作業のほうを行っております、もう少し動きやすい茶茶ちゃんに茶源郷まつりまでには間に合わせたいと思っております、そうなれば利用のほうも広げられるように考えて、検討していきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

ありがとうございます。

観光客にとってはインスタ映えするような写真を撮りたいという方が多いので、茶茶ちゃんを出動できたらお願いしたいと思います。

次に、体験型観光として茶つみ体験をされていた農家がありました。実によいことであると思われま。観光客には少しのお金をいただいて、摘みとった茶葉と1杯の緑茶サービスでは私は心もとなく感じました。せめて和東茶を返戻できるような補助制度をつくることはできないかと思いますが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

茶つき体験についてなんですけども、茶つき体験はこの茶畑景観を生かした体験型観光といたしましては非常に好評を得ているというふうに伺っておりまして、主に民間の茶農家でありましたり農家民宿で実施しているところが多いというふうに聞いております。

そのサービスにつきましてはですね、それぞれの茶農家でありましたり実施されているところのアイデアに任せたいと思っているんですけれども、そういう改善の要望であったり、何か町としても支援していただきたいということを実施者のほうから伺った際には、対応のほうも検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

ありがとうございます。

できましたらそういう形で、いわゆる農家体験というのをできるだけ広めるためにも、できたらお願いしたいと思います。

次に、マウンテンバイク世界大会に向けての取り組みで実行委員会の立ち上げはいつ行うか、できるだけ早く行うべきではないかと考えておりますが、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

実行委員会につきましては、現在、立ち上げに向けての庁内での調整というのを進めておまして、メンバー決めということで、今、行っております。この秋、9月になるか10月になるか、それぐらいには立ち上げられますように、第1回の総会を開けるように、今、調整を進めているところでございます。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

時間も余りないことですので、できるだけ早く実行委員会を立ち上げていただきたいと思います。

そして、マウンテンバイクの世界大会に向けてはいろいろな問題があります。例えば、トイレの問題、選手の着がえの場所、休憩所、駐車場の問題、それについての誘導係員の問題、救急車の配置、食事に関する問題、食堂・レストランがあつた場所はございません。それと、水分補給等に関する問題、セキュリティに関する問題、報道関係者への対応、大会が晴れの日とは限りません。大雨や台風みたいな状態の場合もございます。これらはほんの一例であります。ずさんな計画のもとでの大会では失敗する可能性があります。ハード面、ソフト面に対して起こり得る問題を想定し、それに対応できることが必要であると考えますが、この点について少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

実行委員会の立ち上げに当たって、今、検討していることとか、議論していることといたしまして、実行委員会のメンバーでどこまで決めていけるかというところであります。

実際に団体の代表者等が集まる実行委員会では個別具体的な議論というのがなかなか進みにくいのではないかとこのところ、個別のワーキングチームという形で部会というのをつくっていったらどうかということで、今、考えております。

例えばですね、大会の運営に当たっての場内整備であったり、また、駐車場はどこにするか。駐車場からの誘導であったりということを選手の誘導看板、それから通訳の問題とか、そういうトータルで大会運営に関するワーキングチームを立ち上げなければならぬんじゃないかと。

それとですね、実行委員会は本当にゼロからですので、競技の中身、こういった種目をするかとか、ルールはどうするかという競技に特化したワーキングチームも必要じゃないかと。

また、和東で初めての世界大会ですので、いかに経済効果として上げていくかということも検討していかないといけないということで、そういう個別具体のことを準備していくための一番最も最適な方法という体制を、今、検討しておりますので、議員ご指摘のことも十分参考にいたしまして、秋を目指してワーキングチームを含めて立ち上げてまいりたいというふうに思います。

○議長（岡田 勇君）

4番、井上議員。

○4番（井上武津男君）

ありがとうございます。

世界大会を行うに当たって、やはり成功の方向へ向けて頑張っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

井上武津男議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいまから10時55分まで休憩します。

休憩（午前10時42分～午前10時55分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

8番、竹内きみ代議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、我が党のことで恐縮ではございますが、公明党の全国の議員約3,000人は、この4月から6月までの約2カ月半の間、地域の1軒1軒を訪問し、1人1人の声に耳を傾け、現場のニーズと住民の声を聞かせていただき、政策に生かしていく全国100万人訪問・アンケート調査運動に取り組んでまいりました。内容は「子育て」「介護」「中小企業」「防災・減災」の4テーマでのアンケートをする運動であります。

私もこの間、約100人の方々と直接対話をすることができ、その中から防災・減災についてのご意見を多くいただきました。

そこで1問目は、女性や高齢者の視点に立った防災対策についてお伺いいたします。

今回防災アンケート調査の中に、「防災で、特に行政に力を入れてほしいことがありましたらお聞かせください」という問いに、第1位が地域防災の充実が70%の回答でした。この結果からも伺うことができますが、本町では、道路幅も狭く、地形的にもがけ崩れの恐れのあるところや河川の危険個所などの危機意識をもっておられる方が多く、地域での自主防災組織の結成を望んでおられることが実感として伝わりました。自主防災組織を結成するには、地域の皆さんに必要性を認識していただき、納得してもらわなければなりません。

そこでお伺いします。

1点目は、これまで何度も自主防災組織の立ち上げを訴えてきましたが、その進捗と今後の方向性について伺います。

2点目は、「防災会議に女性の登用を」について質問します。

国の防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には政策決定過程における女性の参加が明記されております。この流れを受け、全国的にも地域防災会議に女性の参画を取り入れるところが増加してきました。

地域防災会議に女性の視点の必要性は平成25年9月議会の一般質問で提案しましたが、検討してまいりたいとの答弁でございました。その後の進捗状況を伺います。

3点目、本町では災害に強いまちづくりを目指し、防災行政無線が5年前に整備されました。また、現在は地域防災計画やハザードマップの新規作成中とお聞きしています。災害に強いまちづくりを進める一方で、情報が届きにくい高齢世帯や地域での防災訓練等も、婦人会組織がない状況では女性や高齢者には届いていないことを実感します。今こそ、きめ細かい対応が求められていると思います。女性や高齢者の視点を踏まえた地域の防災育成について、出前講座等の開催を求めるものでございますが、お考えを伺います。

4点目、災害に強いまちづくりを進めるに当たり、初期対応や逃げ方の違い、家庭での備えの重要性を広く啓発することが大切であります。特に、日ごろから地域に根差し、生活に密着している女性の防災意識が向上することは町を守る大きな力になり、女性の視点を生かした防災対策が重要であると言われております。日常生活において家庭で家具の配置や備蓄品を分散させる、1週間程度の在宅避難ができる備え方等のわかりやすい、誰でも実践できるような「女性視点の防災ブック」作成への見解を伺います。

2問目は、就労・雇用対策に和東町版ハローワークの設置を求めるものでございます。

地方版ハローワークについては、28年5月に第6次地方分権一括法が成立し、改正職業安定法、改正雇用対策法などが28年8月20日施行されたことにより、国への届け出がなくても自治体が自由に無料職業紹介の事業を始めることができるように規制緩和され、新たな雇用対策の仕組みとして地方版ハローワークの創設が盛り込まれました。今後の労働人口減少を見越しての雇用対策に、国と地方で求人情報の共有化を進めていくことが、女性の再就職やさまざまな年齢層の求職者、企業誘致や地元産業育成に職業紹介による企業の人材確保支援、また、生活困窮者の生活支援と職業紹介などの就労支援を一体的に行うワンストップ窓口相談体制の充実が求められています。そして、さまざまな就労形態に応じたきめ細かい就労支援や幅広いニーズに対応できる就労・雇用の確保の促進や利用者の利便性の観点からも大変重要であります。

そこで、1点目は、これまで、ハローワークと連携しながら人権啓発課で取り組んでいただいた就労への効果や実績について伺います。

2点目に、今回の法改正により、市町村庁舎内に地方版ハローワークを設置して、無料職業紹介事業ができることになりました。一般町民、高齢者や若者、障害者等の幅広いニーズに対応できる相談体制の充実が求められます。

これまで長期間、人権ふれあいセンターで対応されてきました事業ですが、時代の要請に沿うべく、庁舎内でのハローワーク開設についてのお考えを伺います。

3点目、近年、雇用環境の変化や求職者の意識の多様化により、多くの業種の事業所において人手不足が課題となっています。本町では、お茶の生産時期には需要があるものの正規雇用にはつながっていません。地元雇用促進協議会事業においては、実践事業で人材育成や就農支援など、活性化では教育観光も含めて一定の成果を見ることができたと思っておりますが、さらに拡大させていくためには町全体での雇用環境、雇用推進に取り組むことが必要な時を迎えているのではないのでしょうか。

働き方が変化する中、第3の職業紹介ルートとして始まった地方版ハローワークの制度も、28年8月からは国への通知だけでできるようになり、多くの自治体が地域

の事情を踏まえた独自の取り組みを進めています。

報道によりますと、自治体が自由に地方版ハローワークを設置できることでさまざまな取り組みが可能になると言われています。

例えば、生活保護の受給を求めてきた若い人に、適切と思われる仕事を同時に紹介したり、移住やUターン・Iターンに力を入れている自治体ですと、地元の求人情報を集め、国のハローワークを通じて都市部で働く人に紹介するなど、地域の実情に応じた求職者サービスと住民の生活支援サービスの総合的な取り組みの展開が期待されています。地元でしかできない企業との調整や求職者に寄り添った対応ができることにより成果が期待できるものではないでしょうか。即効性のあるものではありませんが、町全体で課題を共有し、サポートできる体制づくりを進めてみてはいかがでしょうか、町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいというように思います。

最初に、女性と高齢者の視点に立った防災対策についてであります。

災害は住民の命や財産に大きな損害をもたらすばかりでなく、もとの生活を取り戻すためには精神的・身体的に大きな負担になってまいります。地震などの災害において長期にわたる避難所での生活は、高齢者の方や障害者の方など自力での生活が困難になると思われる方々にとっては大変であると認識しているところであります。そのため和束町では災害時要援護者避難支援プランを策定し、区や自治会、民生児童委員、消防団と連携した方針を具体化するとともに、関係機関がそれぞれの役割を担うこととしております。また、本プランでは、自助・地域の共助を基本としており、女性と

いう視点では、地域の共助の中心的な役割を担っていただけるものと考えております。

特に、避難生活を余儀なくされた際には、避難者の相談、周囲の状況の把握などの支援を初め、避難所の運営についても関係者と連携した対策を講じていただけるものと期待しているところであり、女性の皆さんからの意見を聞かせていただきながら備蓄品の充実を図るとともに、避難所運営サポーターなどの任用を検討いたしています。

次に、（２）の防災会議での女性登用進捗状況でございます。

現在の和東町防災会議の委員については、和東町防災会議条例第３条第５項の規定に基づき委員を委嘱させていただいているところであり、現在は、第１号委員から第９号委員の合計２０名で、３号委員の１名のみが女性となっております。今年度は和東町地域防災計画の見直しを行う予定でありますので、委員の委嘱・任命の際には関係機関に働きかけをさせていただきたいというふうに考えております。

（１）、（３）、（４）の各質問につきましては、担当課長からさらに詳しく答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

２番の和東町版「ハローワーク」の設置をとということであります。

竹内議員のご質問の和東町版「ハローワーク」の設置についてをお答えさせていただきます。

和東町版「ハローワーク」の設置、一般的に言われています地方版ハローワークの設置については、平成２８年５月に第６次地方分権一括法が施行され、職業安定法・雇用対策法が改正されたことに伴い、地方公共団体がみずから無料職業紹介を行う環境を整備することができるように規制緩和され、新たな雇用対策の仕組みが確立されました。

地方公共団体が無料職業紹介を実施しやすい環境へ整備することは、町内の利用者の利便性を高めることは十分承知しておりますが、ハローワークと初めとする各関係機関と協議を進めながら、今後の設置の必要性も含め、和東町全体の就労対策について検討してまいりたいと、このように考えております。

次に、（２）のご質問、一般町民・高齢者や若者・障害者等の相談やハローワークとの連携ができる庁舎でのハローワーク設置についての考え方でございます。

現在、職業の紹介は、国のハローワークだけでなく一部の地方公共団体や民間職業紹介事業者が行っております。今回ご質問の庁舎でのハローワーク設置については、住民に一番近い基礎自治体で就労支援を行い、また、相談から就職定着まで一貫した業務を行うことができますが、和東町の現在の状況、財政面、過去の相談件数や実績を考慮した中で、引き続き国の出先機関でもありますハローワーク木津や山城南保健所等各関係機関との調整を図りながら、今あるサービスをさらに充実させ、就労支援を行うことが望ましいと考えております。

また、あわせて、福祉サービス・産業振興施策等と一体となった取り組みについても、各関係機関と連携を図りながら、必要な就労対策について取り組んでいきたいと考えております。

最後に、（３）の職業安定法の改正により、民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう規制緩和された。これを機に、移住や就労支援、人口回復のためにも必要ではないかのご質問であります。世界景気の回復を背景に、輸出が増加基調で推移すると同時に、国内では、今後、東京オリンピック、パラリンピックを控えた中でインフラ整備などの需要がふえ、設備投資の増加が続き、景気回復の動きが見込まれております。

総務省が発表しております有効求人倍率も1.5%を超え、また、厚生労働省が発表しております完全失業率も2.5%台と低水準で、雇用情勢は好調を維持している一方、高齢者や障害者である方など、就業については大変厳しい状況が続いております。

本町に目を向ければ、茶農家の皆様から、繁忙期には人出不足の人材確保も難しいという声も聞いております。平成27年10月に策定いたしました和東町人口ビジョンによりますと、和東町の生産人口は、民間機関の推計では2020年時点での生産

年齢人口 1,779 人ですが、2040 年には 870 人と就業人口の減少が見込まれ、地域内の生産力が低下し、税収の減少も懸念されます。

特に本町に過疎化を招いた要因は、京阪地域に近距離にあるにもかかわらず、交通アクセスや、また就業の場が確保できない等さまざまな要因が挙げられます。今後は基幹産業である茶産業を核としながら観光産業、伝統産業等と連携させ、独自産業を含めた産業振興を図るとともに、地域が自発的に雇用を創出していく施策を展開し、茶の既存ビジネスを基本に地域事業の拡大などの取り組みと連動させていき、人材育成、雇用の拡大、就労を促進する必要があると考えております。

特に、茶源郷和束の誇る茶業、茶畑景観を初めとする農村文化を生かし、健康・教育・観光等の新たなビジネスモデルを創出し、若者にとってやりがいのある雇用の場づくりを進めるとともに、さらに地域の産業特性を踏まえ、雇用の促進が重要と考えております。

今後必要なのは、地域の強みを生かした産業の育成、その担い手確保を一体的に実施する戦略的な雇用政策、就職支援を進めていく必要があります。引き続き、移住の支援や人口回復への新たな雇用の創出に向けて、総合的・計画的に各関係機関と調整を図りながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

なお、(1)の相談状況、ハローワークとの連携等のご質問については、担当課長に答弁をさせます。

以上、竹内議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私から、竹内議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

質問の大きな 1 番、女性と高齢者の視点に立った防災対策について、(1) これま

で自主防災組織の立ち上げを訴えてきたが、現在の状況はについてでございます。

平成29年度に消防団が休部となっておりました木屋区と南区で自主防災組織が結成され、木屋区につきましては9名、南区につきましては16名で消防防災活動を行っているところでございます。平成29年度、昨年度でございますが、木屋自主防災組織では9月に相楽消防組合の指導のもと、消火訓練や木屋地区の防災計画の検討を行ったということで聞いております。

また、南区自主防災組織では、12月に区民を対象に防災訓練を実施されております。また、毎月につきましては、消防自動車等の点検、資機材の点検等をしているということで報告を受けております。

消防団員が町外への就労の関係で、現在のところ、原山区東分団第1部を除きまして定数割れの状況であります。このことから、今年度の4月の初区長会では、それぞれの区長様に自主防災組織の立ち上げをお願いさせていただいているところでございます。

昼間の火災や災害時の対応など、既に消防団を退団されておりますが、地域内で仕事等をされている住民の方々の力は大変貴重でありますので、引き続き、区長様にお願いをしたいという考えであります。

次に、(3)のきめ細かい防災対策を推進していくためには、女性や高齢者の視点を踏まえた地域の防災育成についてどう考えるかについてでございます。

本町では、災害に備えてということで、毎年、シニアライフサポーター学級で時間をいただき、参加者と学習する機会を設けております。また、昨年度からは、社会福祉協議会や地域のボランティアの方々が中心となって運営されているふれあいサロンにもお声かけをいただきまして、参加者の皆さんの防災意識の向上、住民の皆さんが抱えている課題等をお聞かせいただきました。今後も住民1人1人の防災意識や知識を高めていくことが減災等につながることから、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブ、ふれあいサロンでの防災講座の開催についてお声かけをさせていただきたい

と考えているところでございます。

次に、（４）の１週間程度の在宅避難ができる備え方等、わかりやすく、誰でも実践できる女性視点の防災ブックの作成をについてでございます。

大規模災害が発生した際には避難所に被災者が殺到して、避難所に入りたくても入れない可能性や避難所でのプライバシーの確保など、避難所生活でのストレスを考えますと、被害が比較的少なく、日常の生活ができるのであれば、当然、住みなれた自宅等の在宅避難を選択される方々にとって、万が一の備えの準備は重要であると認識しているところでございます。在宅避難、自宅外避難の両方に利用していただける、竹内議員が提案していただきました防災ブックの作成は必要であると考えておりますので、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、私から竹内議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

私のほうから、２番、和東町版「ハローワーク」の設置を、（１）これまでの相談状況とハローワークとの連携や就労への効果、実績についてご答弁申し上げます。

現在、和東町人権ふれあいセンターでは、相談事業として就労相談を初め生活・福祉・教育などさまざまな取り組みを実施し、相談案件の解決に向け取り組んでおります。

ご質問の就労相談についての人権ふれあいセンターでの平成２９年度の相談状況を申し上げますと、相談者数２８名で、内訳といたしまして、２０歳から４０歳未満の若年層の方が１２名、うち男性が４名、女性８名、４０歳以上６５歳未満の中高年の方が７名、男性２名、女性５名、６５歳以上の高齢者の方が７名、内訳といたしまして、男性１名、女性６名、障害のある方が１名、生活困窮者支援制度に基づき相談に

来られた方が1名となっております。

ちなみに、平成28年度の相談件数でございますが、20名でございます。

内訳といたしましては、若年層の方が8名、中高年数の方が6名、高齢者の方が5名、生活困窮者支援制度に基づき相談された方が1名となっております。

その他、現在、生活保護の受給されている方が相談に来られた場合につきましては、福祉課、山城南保健所を初めワーキングセンターいづみ等の授産施設とも情報を共有しながら、就職に結びつきますよう就労支援を行っているところでございます。

次に、ハローワークとの連携についてでございますが、現在、毎週金曜日に最新の求人情報や資格取得のための職業訓練及び企業の就職説明会のセミナーなどの就労に関する情報紙などを提供いただき、人権ふれあいセンターの窓口に情報紙を配架し、情報の共有化を図るとともに、相談者のニーズに合った就労支援を行っております。

また、相談者の適正・資格などの能力に応じた就労相談を初め、職業訓練・職業紹介まで一貫したきめ細かいサービスを行うとともに、月に1回、ハローワークの就労支援員の方に来館していただきまして、必要とするさまざまな支援を相談者の立場にたちワンストップサービスで常時提供をしております。

今後は役場玄関入り口付近にもハローワークの求人情報や職業訓練などについての情報紙やチラシ等を配架し、就労支援についての情報の提供及び周知を進めたいと考えております。

その他失業された方の雇用保険手続事務についても、ハローワークと連携し、実施をしております。

次に、就労への効果、実績でございますが、ハローワークが開催されておるパソコンや医療事務などの職業訓練を受講され、スキルアップを図りながらそれぞれ個々の資格を取得され就職に結びついた方や生活困窮者支援制度に基づき相談に来られた方、また、障害のある方についても就職を希望される事業所に一緒に同行させていただき、就職に結びついたケースもあります。

最後に、ご質問にありました平成29年度の就労相談により就職された方の実績でございますが、相談者数28名のうち8名の方が就職をされました。

内訳でございますが、正職員として就職された若年層の方が2名、男性1名、女性1名となっております。また、非正規のパート職で就職された方は6名で、内訳といたしましては、若年層3名、中高年の方、女性の方でございますが、2名、高齢者1名となっております。

今後も就労支援に関する相談や職業訓練、定着支援など、就職に結びつくよう各関係機関と連携して、総合的な就労支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、初めに、防災対策についてでございますが、今後、30年以内に発生するであろうと予想されております東南海・南海地震、これは本当に60%以上の確立で起こるであろうと想定をされております。しかも、震度6弱以上という本当に大きな想定をなかなかできないような地震であると。

そのことにつきまして、先日、公益社団法人土木学会というところが被害の想定を公表いたしました。それによりますと、この南海トラフ地震が起きた場合の被害総額ですが、1,400兆円というふうに出ておりました。これは想定がなかなかできない数ですが、東日本大震災の約80倍、それから阪神大震災の約140倍という、そういう被害が起こるであろうというふうに発表があったわけでございます。

これで我が町は絶対どうもないということはありません。あり得ないわけでありまして、あらゆるきめ細かい、いろんな想定をいたしまして取り組んでいかなければならないというふうに思うわけでございます。

そういったこともいろいろ想定しながら、本町では人命を守るということに先駆けていただきまして、防災無線、ハザードマップ、こういうことを取り組んでいただいております。

しかし、区長さんを初め役員さんには届いているけれども、女性や高齢世帯、また独居の方もたくさんいらっしゃいます。老老世帯もふえてまいりました。そういった中で、ただいま答弁もいただきましたが、ふれあいサロンやいろんなどころでこういうことをやっていただいておりますが、全区でですね、やはりこういう出前講座的なことがこれから本当に必要になってくると思うんです。

5月には園のふれあいサロンに課長、また担当の職員さんに来ていただきまして出前講座をしていただきました。これは非常に反響がよかったです。今まで大雨が降りますと、高齢者は避難してくださいという第一報が流れます。じゃあ、高齢者の人はどこに行ったらいいのということで不安になられます。その不安を解消するための細かい手だてというのが私は必要だなというふうに実感をいたしました。

先ほども民生委員さんやいろんなどころを通して今やっているというふうにもいただいておりますが、さらにこのところを各区、ふれあい、そういうところをやはり課長を中心に回っていただきたいと、出前講座みたいな形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

竹内議員からありましたように、先月5月につきましては、園のふれあいサロンで講座を実施させていただきました。

また、数年前になるんですけども、石寺の老人クラブでも同様の講座を開催させていただきましたので、逆に私どものほうから区長様、そして老人クラブ、社会福祉協

議会のふれあいサロンのボランティアさんの皆さんを通じて、ぜひ活用してほしいという依頼を再度させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

ありがとうございます。

次に、防災ブックでございますが、いろんな自治体で防災ブックが、今、必要であるということで作成をされております。

私もネットで探してみたんですけども、京都市は「私の防災ノート」というよう形をつくっておられます。それから、これは福岡市ですが、「防災ミニブック」という形をつくっております。これも読んでいきますと、非常にいざというときの対応、初動対応、これを間違えないようにという女性の目線がきめ細かく載せていただいております。こういうことを皆さんが各家庭で話をしながら、いざというときはどうすることが一番いいのかという、そういう初動体制が非常に大事であると思いますので、今までのいろもの、マニュアルをつくっていただいておりますが、どちらかというと男性の目線というのが非常に多うございます。ですから、やはりそこは必要性に応じて避難所での授乳や着がえの問題、また細かな配慮、そういったことが、今、喫緊の課題であるかなというふうに思います。

先ほどの答弁では、これから検討していく、必要であるということをご答弁いただきました。こういう女性グループを集めてやっていただける、そういう課長の構想ですね、いつごろにやったらいいか、もう少し具体的な進め方ですね、その辺、お持ちでしたら聞かせていただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

町内にはいろいろな活動をされている女性グループの方々がおられます。その代表の方、また民生児童委員の女性の方等に来ていただきまして、実際に、竹内議員がおっしゃるような京都市、福岡市のブックを参考にしながら、今年度中には一定の形をつくりたいなど。

災害はいつやってくるかもわかりません。やはりせっかく提案いただきましたので、早期に実現させることが必要不可欠であると私は考えておりますので、そのような方向で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

ありがとうございます。前向きにご答弁いただきました。

次に、備蓄につきましてですが、備蓄は和東町も本当に進めていただいております。分散備蓄もしていただいております。そうではあるのですが、もう一度、ここで備蓄の現在の状況ですね、数までは結構でございますので、品目を教えていただきたいのと、今後の補充計画はどのように持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町の災害用の備蓄品の関係でございますが、和東小学校、各公民館、そしてB&G海洋センターの倉庫等々に保存をさせていただいております。

まず、食料のほうでございます。

食料につきましては、缶に入ったパンでございますが、これが1,080缶、そし

てお米、御飯になります。3,300食、そして飲料水、500ミリリットルのボトルでございますが、3,192本用意させていただいております。

また、災害備蓄品の避難所の用品の関係でございます。品目がたくさんありますので、代表的な事例をもとに報告させていただきたいと思っております。

紙おむつ、毛布、発電機、屋外用雨型投光器、簡易トイレセット17種27品目でございます。

また、感染症対策といたしまして、サージカルマスク、エアーテント、感染防護対策キット6種8品目でございます。

また、応急資機材といたしまして、スコップ、投光器、消防団員用携帯型トランシーバー、土のう袋等19種19品目を備えておるところでございます。

なお、食料品につきましては、やはりお米でも3,300食余りということではございません。また、この食料につきましては、消費期限、使用期限というものがございます。予算を確保し、計画的にふやしていきたいというふうに考えております。

また、家庭での備蓄ということで、住民の皆さんに協力いただきながら、それもあわせて活用させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

たくさんの方が備蓄がしていただいていることで、ありがたく思います。

また、その中で、細かい点ですが、赤ちゃんのミルクとか、それから女性の生理用品とか、そういったものも含まれているのかどうかですね、その確認と、それから今いろんな自治体では、大量になってくるということもありますので、流通備蓄ということに重点を置いて、支援協力団体と災害時の協定体制というのを組まれておりま

す。その辺はどのようになっているのかお伺いたします。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、女性の生理用品の関係でございますが、25袋ということで備蓄をしております。

乳幼児の哺乳瓶につきましては10本、これは少し少ないのかなというふうに思っておりますが、哺乳瓶10本でございます。

また、ベビー用の紙おむつでございますが、新生児用から少し大きくなった、はくパンツタイプの大きさのLまでの分でございますが、それぞれ8袋用意をさせていただいております。

流通型の災害備蓄の関係でございますが、京都府が中心となって、一定、それぞれの地域ごと、また内容で検討しているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、防災会議の件ですが、これは町長は前向きに、今、1名いらっしゃるといふふうに答弁いただきました。

本当に東日本や阪神・淡路大震災を経験して、災害時における女性や子供・高齢者の視点の大切さが浮き彫りになっております。そういった中で、本当に女性の目線のところはやっぱり女の方に相談したいというような、そういう意見もございます。また、授乳室やそういった着がえをするスペースとか、そういうことも女性の参画されている会議の委員から出していただくという、そこが大事なんです。男性ばかりでは

そういった細かいところが出てこないんです。ですから、女性を複数、これは町長の権限でありますから、25名の条例の中におさまっているあて職のところに入れていただけたらいいわけでございますので、ですから、先ほど検討するとおっしゃいましたが、やはりここには女性の職員、それから今回、機能別団員を登用していただきました。その中にも5名の女性の方がいらっしゃいます。そういうことも含めまして、絶対これは今年度改正するとおっしゃっておりますので、その辺を見込んでお願いしたいと思います。

町長、いかがでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただいております質問の中にも女性の役割は非常に重要で、私も同じく認識いたしております。

施策の中では進めてきましたが、やはり自助・共助の中で女性の果たされる役割というのは非常に大きいものがあると思います。そういったものがどうあるべきかという観点から、この基本となる防災計画の中で定めていかないと実態に合わない。こういう考えから、現状は1号から9号委員まで20名なんですが、1名しかおられません、これは今回改正していくという中ですから、きょうの今回の質問の趣旨と今後の女性の果たされる防災意識の中での役割、自助・共助の中での役割は非常に重要なものがあります。施策の方向としては、今、進めている方向にあるわけですから、その根本的なところについてはですね、これは十分意識して改正に当たってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

最後にですね、自主防災組織の立ち上げについて、今回、二つの区が立ち上がりました。その中では非常に活動もしていただいているということで、前向きに一步前進したなというふうな思いを感じさせていただきました。

やはり自主防災組織というのは、本来は自発的な防災組織でありますので、地元からやりましょうという声上がるのが本来の姿ではありますが、なかなかそうはいかないものでありまして、やはりどこの市町村も防災の担当者が主に呼びかけて自主防災の組織を推進していくという、これが実態でございます。

南山城村におきましても、どうして立ち上がったかということをお聞きいたしますと、やはりOBの団員さんから声をかけていただいてでき上がったんですというふうにお聞きをいたしました。ですから、私は、OBの団員さん、まだ地元で若い方がいっぱいいらっしゃいます。私も声を聞かせていただきました。ですから、その辺でこれから呼びかけ、また普及・啓発ですね、そういうところでやっていただきたいなというふうに思います。これは課長に要望しておきたいとします。

次は、ハローワークの点でございますが、今回は2点質問させていただきました。

人権啓発課長、本当に人権啓発課でハローワークのことをお仕事しているということ自体が皆さんに知らされていないというね、先ほど数字も聞かせていただきました。28年、29年の数字をいただきましたが、これまでも長い積み重ねで今やっただいているというふうに理解はしております。

しかし、本当にもったいないと思うんです。この人権啓発課だけでこういう就労のお仕事をして喜んでいただいている。私も利用させていただいた経験がございます。お連れしたときにいい企業に行くことができ、本当にその方の未来が開けたという、そういうことも実感しております。しかし、先ほど答弁では、庁舎のロビーに置くというふうなことをおっしゃいましたけども、やはりそこには週に1回ぐらいは来て、そしてこういうことをやっておりますというようなことにつながらないのか、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

竹内議員のご質問にお答えいたします。

就労対策につきましては、先ほども申し上げました平成29年度につきましては、8名の方が就職をされております。

内訳といたしまして答弁いたしましたように、正職員の方が2名、パート職の方が6名ということで実績が上がっております。

今後、庁舎内でのハローワークの求人情報の部分並びに職業訓練の部分につきましても検討させていただきまして、ハローワークと調整し、考えていきたいと思っております。

ちなみに、現在就労を希望される相談者の内容につきましてはさまざまなものがございます。特に若年層の方は主に正職を希望される方が多い状況となっております。

また、一方、パート職を希望される方もおられます。特に子育ての世帯の女性の方で子供さんが学校並びに保育園などに通学・通園されている間に仕事を希望される方とか、あと、中高年の方でも40歳以上の女性の方が多いんですが、短期間を中心としたパートの仕事を希望される方も多くなっております。

一方、また高齢の相談者の方につきましては、自分自身ができる仕事なら、また、雇っていただける事業所があれば仕事につきたいと考えておられる方も多く、中には内職でもいいから仕事がないかと希望される方もおられます。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

私はそこから一步拡大できないかということをお聞きさせていただいたわけなんですけれども、町のホームページを見まして、いつも言われております、課の内容は課長が

責任を持ってホームページを掲載していくというふうに言われておりますが、人権啓発課を見ましても何も記事はございません。こういった本当にいろんな事業をたくさんしていただいていますのでね、これからはやはりホームページにも掲載をしていただきたいなということをもとに1点お願いをしておきたいと思っております。

それから、地方版ハローワークにつきましては、これは町長、先ほど答弁いただきましたが、全国知事会から国に要望されて、そして実現できたものでございます。今あるハローワークというのは厚労省の管轄でありまして、地方が自由にというようなことはできておりません。今回の規制緩和のもとに、本当に自治体に合ったハローワークをつくっていかうということで、申請だけでこれができるようになりました。

そこで、私も、どんなふうに市町村が立ち上がったのかということを見ますと、28年8月、法改正になってすぐですが、全国で101の市町村が立ち上げられております。その中でやはり小さな自治体ほど真剣に検討されております。そういう実態がわかりました。人口3,300人の村ですが、本当にこれは必要である。小回りのきく就労、また高齢者、また障害者、いろんな立場でどんどんやっていける、こういうメリットを考えると、やはり立ち上げるというふうなことが出ております。ですから、本当に和東町に合ったものができれば相当の効果が出るんじゃないかというふうに思います。

私もこの春、ある壮年の方にお会いして聞かれたんですけれども、働く人を探して。でも、役場へ行ってもあかんし、窓口がない。だから、私は商工会へ来たんやというふうなことで、商工会で人ないかというふうな相談をされておりました。こういうことから見ますと、やはり地方版ハローワークというのは、今、門戸を広げていただいているわけでありまして、本当に真剣になって取り組んでいかなければならないというふうに思います。

では、町長、この10年を振り返ってみますと、観光で和東に人が来てくださるって、これは考えられなかったことであります。しかし、この10年間、雇用促進協議

会で国の認定を受け、そしてまた実践事業では幅広い人材育成をしていただいた。その成果があって今こういうふうになったのではないか。また、それだけではなくて、やはりここに住んでいらっしゃる農家の方や町民の皆さんの協力のおかげで観光人口15万人を超えるまでになってきた。そして、1人当たりの消費額も5,000円を超える、こんなすごいことは京都一の伸び率ではないかと、私はこのように思っております。ですから、本当にそれだけではなく、農業村体験、教育観光、インバウンド観光、こういったことも想像しなかったことが現在起きてきております。これはすごい成果であると思っております。

本町ではその働き方の形態も変わってきております。新たなビジネスも生まれてきております。これから5年先、10年先を目指していくなれば、やはりこういう空き家対策とともに、移住者とともに働くところ、こういうことをマッチングしていくのが行政の役割やというふうに私は思います。その辺、町長、いかがでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

簡単にお答えさせていただきたいと思います。

一つに、基本的なことですが、雇用対策は非常に大事な問題だと。これまで緩和されるまでもなく、この山城地域連携して、先ほど課長が答弁いたしておりましたように、ふれあいセンターを中心に支援・連携しながら相談に乗ってまいりました。この件数は申し上げました。

そして、新しくマッチングしていこうという。これから農山村の中でどういう雇用の場を生むかということで、厚労省の雇用促進協議会を早くから立ち上げ、それを今、続けてまいりました。そうした中でやってまいりました。

その後28年に規制緩和されたという話で、そういう中で地方自治体がやれる。そして、民間事業所もやれると、こういうことでありますが、その地方自治体は置いておきますけども、民間事業、大きくはハローライフというのが代表してあります。それと連携して、今、就労支援とか就労対策に取り組んでいるというのが一方で状況であります。

そして、町村でやっていくという支援策、先ほど和束町を含め、京都府の山城地域を早くから支援対策で取り組んできておりますので、その実態は課長から答弁させていただいた実態であります。この実態のこれからの流れですね、さらに充実させていこうということになれば、その体制というのは非常に重要になってくる。そういう体制を整え、相談業務だけやなしにいろんな体制を考えていくという実態を見定めていかなければならないと思っております。

協定を結んでやっているというのが、この南部でしたら相楽郡精華町が今やっております。これもこれからの次の第一歩でありまして、次の第2歩を今、目指しております。こういったことは、当然、学研都市ですから、十分その体制があるわけでございます。これからそれをやっていかなきゃいけない。

あわせて、今後、農山村体制の中で、地域でどうあるべきかということをも十分踏まえながら、この地方版ハローワークの設置に向けてやっていくということで、今すぐというとは体制が整わない。需要も限られてくる。こういう中ではまだ時期が早いということで答弁させていただきます。今後の実態を見定めながら進めていくわけですが、これを置いておくというわけではありません。今、申し上げましたように、雇用促進協議会をやりながら、マッチングする。そして、事業者がやってハローライフをやりながら就労支援をする。私もいろんな支援をさせていただいております。民間版、さらに自治体じゃなしに事業者がやっている民間の中での支援策というのが、今、進んでおります。そういうことをしながら今後やってまいりたいと、このように思っておりますので、きょう言うて、あすというわけではありません。こういう状況を見定

めながら、地方版ハローワークの設置に向けていきたい。

さっき百何ぼと言われましたが、私が把握しておりますのは、現在、市町村規模で76カ所の設置というふうに認識いたしております。

こういうことで、今後、私どもは、十分、時代の流れ、背景を十分見定めながら進めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

全国都道府県を入れると100を超えるということでございます。

町長からの答弁、前向きにいただきました。すぐには非常に難しい問題です。それまでにコーディネートする人、人材が大事であります。その辺の人材育成を目指して頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、終わります。

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ただいから午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時54分～午後1時30分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。

ただいまから一般質問を行います。

第1に、現在、国会で審議中のカジノ実施法案への町長の姿勢について問いたいと思います。

まず、伺いますが、政府・与党はカジノ整備を「成長戦略の目玉」でたあるとか「地域の活性化につながる」などを理由に推進しておりますけれども、このカジノ整備に対する町長の認識や立場について、まずお聞かせいただきたいと思います。

そもそもカジノは刑法が禁じる犯罪行為です。これを合法化し解禁すれば、生活破壊やギャンブル依存症を増加させるなど、住民生活や青少年の健全育成にも極めて有害であることは明白ではないでしょうか。その意味からも、町長におかれてはカジノ整備反対の立場を明確にされ、法整備中止の要請を行っていただきたいと思いますが、明確な答弁を願います。

第2に、観光振興のあり方について伺います。

1点目に、この間の観光施策を通じて交流人口の増加など一定の「成果」が見られる一方で、先ほど来ご指摘があったように、住民生活への影響など問題も生じていると考えておりますが、町としてどのような現状認識か改めて答弁を願います。

2点目に、駐車場やトイレ不足の解消・改善など課題の明確化と方針の具体化を図るとともに、必要な安全対策などは直ちに実施を求めるものですが、答弁を求めます。

3点目に、施策の今後の理念や方向性、またルールづくりなどの検討を今こそ住民参加ですべきときではないかと思えます。この点について明確な答弁を願います。

第3に、子育て支援のさらなる充実について伺います。

本町では、この4月からの18歳までの医療費無料化や小中学校での給食費・学旅行費の無償化など、子育て支援にかかわる施策で大きな前進があり、繰り返し実現を求めてきたものとしても大変うれしく思っています。

同時に、まだでき得ることは残されており、引き続き努力いただきたいと思えますし、今回は2点について質問いたします。

1点目は、学童保育の改善についてであります。一つは、保育料の引き下げを求

めます。

二つ目に、開設時間をせめて保育園と同じ午後6時半まで延長することを改めて求めたいと思います。答弁願います。

2点目に、高校生通学補助の拡充の早期実施について改めて強く求めたいと思います。答弁を求めます。

第4に、昨年の教訓を生かした台風や豪雨災害への対策強化について伺います。

昨年の秋は強い台風が相次いで上陸・通過し、とりわけ選挙投票日と重なったことも含め、行政の対応にさまざまな面で混乱が生じました。幸い重大な事態には至りませんでしたけれども、場合によっては住民の命にかかわる危険性もありました。ことしも梅雨や台風の時期を迎える中で、昨年の教訓をしっかりと生かした対策の改善が求められております。

そこで、何点か伺います。

1点目に、本町でのタイムラインの作成、具体化の現状について伺います。

タイムラインは、台風の上陸や大雨に備え、「いつ」「誰が」「何をするのか」を時系列で整理しておく防災行動計画とお聞きしておりますが、町としての取り組みは今どのようにされているのか、答弁を願います。

2点目に、役場の対応体制の見直し、改善についてです。

昨年秋の台風通過の際、特に投票日と重なったケースでは、避難所開設や避難情報の発信などでおくれが発生いたしましたが、その教訓を踏まえた体制の見直しや改善は図られたのかどうか答弁を求めます。

3点目に、「安全に余裕を持って避難」を基準にした避難情報の発信、要配慮者の避難態勢や計画の具体化が必要と考えますが、現状について答弁を願います。

4点目に、通行どめなどの災害情報の迅速な把握と情報発信の対策はあれ以来進んだのかどうか。

昨年の場合、台風通過後の翌朝は、バスや鉄道の運休を初め近隣自治体の道路の通

行どめなどで一時的に本町が孤立状態となりましたが、それらの情報は全くと言っていいほど知らされない状況でした。この教訓を踏まえての対策について答弁を求めたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、「カジノ実施法案」についてでございますが、平成28年12月に統合型リゾート、いわゆるIR推進法が成立し、関西では誘致に向け大阪府、大阪市や和歌山県が名乗りを上げている状況と認識しております。

その中で、統合型リゾートについては、シンガポールの例などからも観光客の増加による観光収入の増や雇用の増加など経済効果が期待できる反面、質問にもありましたように、カジノの設置に伴うギャンブル依存症や青少年健全育成の影響、マネーロンダリングなどの不法行為などでのデメリットが懸念されているところであります。

そうしたメリット・デメリット双方を踏まえ、国のほうでギャンブル等依存症対策基本法案の検討を行うとともに、実施法案の具体的な内容を詰めている状況と認識しており、きょうも国のほうで議論をされていると、こういう認識をしております。

町としてはこれまでからこうしたカジノの誘致についても考えてもおりませんでした。今後もそういうことはなかなか難しい問題だというふうに認識しているところであります。こうしたことにつきましては懸念している材料が多く、具体的に決まるのはこれからだという認識をしております。こうした対策を考えるまでは基礎的自治体ではないという観点から、国になるというもとにですね、今後も必要に応じて国に要望してまいりたいと、このように検討しております。

観光振興のあり方についてでございます。

次に、観光振興のあり方についてであります。既に井上議員のご質問にお答えをさせていただいた内容と重複する部分もございますが、考えについて答弁させていただきます。

議員から評価をいただきましたが、平成29年の観光入り込み客数は15万人を超える見込みであり、第4次総合計画に掲げた平成32年の交流人口25万人の達成に向けて着実に歩みを進めているところと考えております。

和東町は茶畑景観を観光資源として観光客の誘致を進めておりますが、観光振興に取り組む理由としては、経済効果を上げることと和東町の知名度を上げることとともに、ふるさとへの住民の誇りを高め、もって町の活性化につなげることをも目的としております。

観光客の増加による消費の拡大は町内経済の発展につながります。和東の知名度を上げ、ブランド力を向上させることで、主産業である茶業の発展にもつなげ、それらを通じて次世代へのまちづくりに向けて好循環を生んでいくことを願っております。

施策の理念や方向性については第4次総合計画で定めておきまして、パブリックコメントにより、住民の皆様を含め広くご意見を伺いながら進めてきたところでもあります。

ご質問にありましたように、観光客の増加が住民生活へ悪影響を与える場合は、その声をお聞きした際には直ちに対応するよう関係課に指示しているところであります。ただ、問題が起こったら、すぐ取りやめ・禁止としてしまってはまちづくりは発展しません。私は、かねてから住民協働のまちづくりと申し上げておりますが、住民をも巻き込んで問題・課題解決を図りながら、町全体で観光振興に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

2の(2)につきましては、関係課長から答弁させていただきます。

子育て支援のさらなる充実をということについて答弁させていただきます。

これまでご質問にもいただきましたように、中学生の定期代を全て公費で全額負担を行い、高校生の通学定期代の半額補助を実施し、保護者の皆さんの負担軽減を図ってきたところであります。

小学校就学前の乳幼児のインフルエンザ予防接種に係る定額補助、平成27年度からは、18歳未満の子育て世帯における第3子以降の保育料全額減免事業などを実施しているところであります。

また、今年度からは、満18歳になった年の年度末までの医療費の実質無料化や小学校・中学校の給食費並びに修学旅行費の完全無償についても実施いたしましたところでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

このほかのご質問については担当課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

私のほうからは、2の観光振興のあり方についての2点目につきまして答弁させていただきます。

駐車場につきましては、井上議員の一般質問において農村振興課長から答弁いたしましたとおり、昨年、グリーンティ和束裏に駐車場を整備し、今年度も引き続き整備を継続するため、必要な予算を今回の補正予算でお願いしているところでございます。

トイレについてでございますが、こちらも井上議員の一般質問にてお答えいたしましたとおり、これまでから町内の店舗や公民館にご協力をいただき、縁側カフェの登録をさせていただいております。

また、トイレカーを導入いたしまして、和束茶カフェにおいてイベント等でご活用いただいているところでございます。

今後とも縁側カフェの拡大やトイレカーの積極的な活用により、トイレ不足に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、安全対策につきましてですが、道路や農地なども含めて幅広い分野の課題でありますので、関係課とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私からは、岡本議員の一般質問の3. 子育て支援のさらなる充実をというところを答弁させていただきます。

（1）学童保育の改善をということで、①保育料の引き下げを、②開設時間をせめて保育園と同じ午後6時半まで延長ということでございますが、保育料の引き下げにつきましては、現在、相応の負担と考え、現行料金となっておりますが、近隣市町村の料金などを参考に、さらに検討してまいります。

次に、学童保育の開設時間の延長についてですが、現在のところ、福祉課には特に相談等ございませんでしたので、従来どおりの時間で運営しておりますが、迎えに行くのが少し遅くなった場合なども指導員が柔軟に対応させていただいております。しかしながら、今年度新たに入所した児童もおりますので、保護者向けアンケートなどを行うなどして、保護者のニーズを把握し、その結果によっては検討も必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

続きまして、私のほうからは、大きな3番、子育て支援のさらなる支援をの（2）

高校生通学補助の拡充の早期実現をについて答弁させていただきます。

高校生の通学補助制度につきましては、平成14年10月からJRバスの廃止代替路線として運行いたしました奈良交通和東木津線の利用増を図ることを目的に制度を創設させていただきました。制度当初は通学定期代の3分の1補助でしたが、2分の1に拡充して制度を続けているところでございます。

運行開始から16年目となり、この間、少子化による利用者の減少などで、和東町が負担しています路線維持に係る補助金は年々増加しているところでございます。そのため、平成22年10月からは和東木津線を木津駅の路線を加茂駅に縮小し、平成29年度補助金は約3,300万円の支出となっており、総合的な見直しが急務となっている状況であります。和東町の根幹となる生活路線でありますので、奈良交通のみの運行から新たな運行形態を奈良交通とともに検討させていただいているところでございます。まずは、和東木津線の現利用者が不便にならないことを最優先の課題として取り組んでいきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな4番、昨年の教訓を生かした台風や豪雨災害への対策強化をの(1)本町での「タイムライン」の作成、具体化の状況についてでございます。

本町のタイムライン、いわゆる防災行動計画は、台風の接近・上陸に伴う木津川の洪水を対象した避難勧告等の発令に着目したタイムラインと、同じく、和東川の洪水を対象とした避難勧告等の発令に着目したタイムラインの2つの策定が必要となります。

木津川のタイムラインにつきましては、既に京都府山城南土木事務所と調整済みでございます。

和東川のタイムラインにつきましては、本年3月末、京都府山城南土木事務所に提出し、現在、砂防課と協議をしている状況でございます。

次に、(2)番でございます。役場の対応体制の見直し、改善は図ったかについてでございます。

昨年10月22日に接近・上陸をいたしました台風21号については、衆議院選挙の投開票日と重なり、和束町職員の大半が選挙事務に従事をしておりました。町職員については選挙事務に従事していない職員、消防団で当時対応させていただいております。

選挙事務が重なったという経過がありましたが、地震等の災害はいつ起こるかもわからないことから、本年4月の京都府知事選挙の事務従事につきましては見直しをさせていただいております。

開票事務から災害対策本部の各部長となる一部管理職職員を外すことといたしました。

また、休日の各課の事業についても、台風接近・上陸するおそれがあると判断した際には前もって災害対策本部各部長を招集させていただき、対応策を協議して町職員の体制強化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

(3) 「安全に余裕を持って避難」を基準にした避難情報の発信、要配慮者の避難計画の具体化についてでございます。

平成25年9月に策定いたしました災害時要配慮者避難支援プランにおいて、災害発生時における要援護者への災害情報の伝達避難支援を適切かつ円滑実施するため、防災部局、総務課と福祉部局、福祉課が協力することになっております。

福祉課では、介護保険における要介護認定者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を初め障害者手帳等を交付された方、また乳幼児・妊婦等の情報を管理されておりますので、災害時には区や消防団と協力した避難誘導等に役立てていきたいと考えております。

次に、(4)の通行どめ等の災害情報の迅速な把握と情報発信の対策は進んだかについてでございます。

議員もご承知のように、6月6日午前11時に携帯電話を利用した災害緊急通報テストを実施させていただき、梅雨時期の大雨に備えていただくことを促すとともに、

情報機器の動作確認を行いました。この日は雨のため、訓練情報を勘違いして役場へ連絡された住民の方が数件ございましたが、訓練は正常に行えたものであったと認識をしております。

道路の通行どめ等迅速な把握につきましては、建設事業課や京都府山城南土木事務所から情報提供いただいたものを生活に直接影響が及ぶ事象については、町のホームページへのアップ、消防団への伝達、区長への連絡を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、まず、カジノ法案について答弁いただいたんですけども、端的にお聞きしたいんですけど、町長は先ほどの答弁では曖昧な部分がありましてね、結局、反対されているのか、是とされているのかというのがわからない答弁だったんですけども、町長の基本的立場として、例えば、この法については反対の立場なのか、または、せめて今回の今国会での成立というのは尚早だというふうな立場なのか、もう少し具体的な立場を表明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

このカジノ法案を関係するIRという推進法ですけども、昨年ですか、成立されたわけですけども、それを受けて関西広域連合でですね、先ほど私が答弁させていただきました、やはりメリットもあればデメリット、先ほど具体的に申し上げました。

こうした懸念は関西の中の広域連合としても持ってきているわけでありまして。私た

ちはそういったものを見て、そうした意見を挙げておられる内容を承知いたしております。そういうことになれば、このことをきちっと抑えていかないと、法律そのままというわけにはなかなかいかない。これも関西広域連合も意見を挙げておられるところでもあります。

実はきょうも国会のほうで議論されておりますが、それ以上の材料というのは私も持ち合わせておりません。自信を持って、こうだと、ああだと。これは先ほど申し上げましたように、これについての対策をきちっと持ってもらうのは、自治体ではなく国のほうでその対策をきちっと決めていただくものだとは私は考えております。

基礎自治体で考えることではないと、こういうことから、今、申し上げましたように、広く、深く、どうだというところの掘り下げた材料というのは、私自身は持ち合わせていないわけです。だから、こういう回答で申し上げました。関西広域連合のといった意見、そういったデメリット、やはりきちっと対処法をやらしてもらわないと困る。こういうことを受けて、今、国のほうでもやっているものだと、このように理解いたしております。

今、岡本議員のご質問は、はっきり態度をさせと、こういうことではありますが、それに対し、はっきりできるような材料というのは、私も持ち合わせないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今、国が責任を持って対応すべきものだと言われましたよね。それはそうなんです。けども、実際もしこれが通ってですね、大阪と和歌山とかっていう話がありましたよね。いわゆる近畿圏にそういうものがもしできるというふうになった場合はですね、いやおうなく和東の住民だって無関係ではいられないわけですよ。

やはりギャンブル依存症の問題にしても、また、そういう生活破壊とかにしても、

具体的に起こってくるわけですよ。ですので、それは国が考えたらいいいねんということではなくて、やはり自治体の長として住民の皆さんにそういうことがかかっているわけですから、やはりはっきりとした立場をちゃんととられるべきだと思うんです。

先ほど町長は関西広域連合でメリットもあるけども、デメリットもあってという話をされましたけど、メリットって何なんですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この辺は外国、特にシンガポールの例を見てわかりますように、非常に観光客の増加による観光収入の増や雇用の増加など、経済効果が期待できるという観点に立って、この法律を検討されているものだと。

そういう観点から考えますと、こういったものはメリットということですが、それ以外にこれから起こる先ほど申し上げました、今も質問にありましたように、ギャンブル依存症とか青少年の健全育成だとかですね、いろんな面、こういった件については懸念されるところであります。私はこういったものをきちっと対処をしていかないと、これはデメリットはないと、こういう法律にしていけないといかんと思います。だから、今、国のほうでも対処法そのものも検討されているように理解しております。そういった内容等はきょうも議論されているところであります。そういう中でございますので、先ほどのように答弁を明確にしておりませんが、メリットというのは、今、申し上げましたようなところをメリットというふうに理解されているのが一般的であります。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

いわゆる経済的な効果というのは、これは安倍総理等もよく言われますけどもね、実際は何も根拠がないんです、政府だって具体的な数字的のね、じゃあ、どんだけ効果あるねんというふうに言われたときに答えられてないんです。ですから、そういったことは全く根拠がないわけですよ。仮に経済効果というふうにあったとしてもですよ、じゃあ、その経済効果はどこから来るのか。結局、人からお金を巻き上げてですよ、よく富裕層がって言いますけどね、実際、今度の法律でいうと、日本人がどれだけ入ってよいという話がありますよね。週3回まで入っていいですよ、月に10日まで入っていいですよ、年120回まで入っていいですよ、これってもう立派な依存症だと思うんですよ。これが安倍総理が言う世界で最高水準のカジノ規制だというふれ込みで、こんなザルみたいなことを言っているんですよ。

今、与党などは審議を打ち切ってますよ、今、町長はもっとちゃんとせなあかんと言われたけども、打ち切ってね、もう通してしまおうかというようなことを今やろうとしているわけです。そういうことに対してやはり町長がもう少しちゃんと、今の町長の話では、じゃあ、デメリットが解消されたらやっていいのかということですよ、経済効果があるんだからという。私はそういうことではこの問題というのはいまうまくないと思うんですよ。

私、これが一番怖いなと思ったのは、胴元企業の金貸しを許可しているんです、この法案というのは。要は、ギャンブルしてお金がなくなったと。そういう人に胴元がお金貸しますよと言っているんです。要は、負けた人というのは勝つまでやりませんか、そういう人にお金を貸してどんどんやらせると、こういうことまでこの法案で認めているんですよ。ですから、やはりこういうことに対してもう少し町長、危機感を持って、きっぱりとした態度をとっていただきたいなというふうに思うんです。

私がなぜこんなことをあえて町長に質問しているかということなんですけど、これはやはり先ほど来、観光の話が出てますよね、私も今、してますけど。やはり観光す

るって一言で言ってもね、どういう観光を目指すのかということとは、理念が大事なんですよね。もうかれば何でもいいのか、人がたくさん来れば何でもいいのか、経済効果さえ上がれば何でもいいのか。カジノなんていうのは、ある意味、人の不幸の上に立って設ける事業ですよね。これは読売新聞が言っているんですよ。私が言っているんじゃないんですよ。政府よりと一般的に言われているようなね、大手の新聞でもそういう厳しい指摘しているんですよ。

町長はこれから観光を和東町のまちづくりの柱として今後も推進していきたいと言われてますよね。いわゆる政府はこれを観光ともリンクさせて、要は金もうけの手段にしようとしているわけですよ、経済効果という名のもとにね。そういうことに対してちゃんと非と言えるといるね、そういうものとは自分たちは違うんだということとちゃんと立場として言えるということがこれからの和東町の観光ってどういうふうに進むんだらうかということにもつながってくると思うんです。

そういう点で、私は町長にもう少しきっぱりとしたというかね、理性のある態度をこの場ではっきりと示していただきたかったなというふうに思うんです。そういう点では、大変曖昧で残念なんですけども、少なくとも今の国会審議の状況では到底認められないということぐらいは多分お認めだというふうに思うんですけども、今、国会に対して自民党や公明党というところは審議を打ち切って、もうやっつけてしまおうなんということを考えてはりますからね、ぜひ、住民の命と健康を守るという立場から具体的な要請のほうを最低限していただきたいと、これは強く要望しておきたいというふうに思いますし、少し残念な気持ちになっております。

次にですね、観光のあり方という点ですけども、これは地域力推進課長にお聞きしたいんですけどね、先ほど町長は、いろいろ問題があるからといって、やめるとか禁止するというのではなくというお話をされましたよね。それはそれでいいんですけど、ただ、平成29年の観光入り込み客数というのが先ほどから出てますように、実質はこれはゴルフ場の分が今回入ったことで3万人ぐらいふえてますからね、実質1

2万人ぐらいだと思うんですけども、その程度でもさまざまな問題が発生しているということは先ほどあったと思うんです。

町は2020年に25万人を達成するという目標ですよ。そうですね。2020年といたら2年後なんですよ。あと2年で今の倍以上の観光入り込み客数を見込んでおられると。数字上はそれでいいですけどもね、じゃあ、そういった方が本当に押し寄せてきた場合にどういう事態を想定されているのか、担当課としてね。

例えば、今の倍以上の観光客の方をどのように受け入れる計画を持っておるのか。それを受けるだけの、例えば先ほどから出ているように、トイレがどうだとか、駐車場がどうだとかというね、そういったものを当然見込んでいるわけですから、あと2年でそれを受け入れるだけの計画をお持ちだと思うんですけどもね、それはそういうことでよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

この観光客の目標人数なんですけども、確かに、この25万人というお客様が一時にといいますか、集中して訪れた場合、例えば、茶源郷まつりの際でも1万人が来られたら、かなり和東町がいっぱいいっぱいになるというのは実際経験しておりますが、これは1年を通じた目標ということで考えておりました、そういった細かなインフラ面であったりとか、そういう駐車場の問題、道の幅の問題とか、そういうそれぞれの課題も出てこようかと思っておりますけども、まずはその目標というものに向かって進めていきたいというふうに考えておりました、それに関する影響というものも、そのたび随時対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

この間、先ほど井上議員のほうからもあったような話というのはね、住民の方からよく聞くのは、例えば、駐車場やトイレとか、また道路の拡幅とかですね、そういったものが十分整備されていないのにどんどん受け入れてるというところに無理があるんじゃないかと。さきに整備すべきことを整備して、ちゃんとそういうことをやっていくのがさきではないのかということをよく聞くんですね、そういう声をね。私はこれは当然だと思うんですよ。

それは来ていただく方にとってもですよ、これじゃあ何も受け入れ体制がちゃんとできてないのに、とにかく来てくださいというのでは大変無責任な対応になってくると思うんですよ。これはやはりあらゆる面でこの間、私が気になっていることなんです。

ちゃんとした受け皿を用意してないのに、とにかく来てください、来てくださいというね、そういうことを一方で行っていると。それで来たら、えらいことになってるというようなことが繰り返されて、そのたびそのたびに苦情が来て、担当課に言うて、ああ言うてっていうね、こう言ったら後手後手に回っているというのが今の現状じゃないかというふうに思うんですよ。ですから、そこをちゃんとまず認識して、とにかく走っていけばいいんだということじゃなくて、本当に責任を持って観光客の方を受け入れていくというのであればね、やはり一つ一つそういうことを前もってちゃんと解決していくという立場でないと大変無責任じゃないかなというふうに思うんです。

それで、先ほどいろいろ井上議員のほうからも話がありましたけど、例えば、観光バスの府道とかでの駐車ありましたよね。具体的に言えば、高橋のバス停に大型バスが駐停車して客をおろして渡ってると。その間ずっと後ろも行けへんし、前からも来れないしといういろんなことで混乱が起こっているという話がありましたけども、あいつたことっていうのは事故が起こってないのが不思議なぐらいなんですよね。それだけみんなが周りに気をつけてやっているという面はありますけども、いつ事故に

なってもおかしくないと思うんです。

実際、私もよく見ましたけども、例えば、石寺の茶畑を見に行かれた観光客の方が、かなり多くの方がおられましたね。道いっぱい広がって歩いてきてはるわけですよ。そこは生活道路なわけですね、歩行者天国じゃなくて、そういう意味ではいろんな意味ですね、やはり来ていただく方にもルールっていうものをちゃんとこちらからお知らせもして、それに沿って楽しんでいただくというスタイルをそろそろちゃんと考えていかないと、やはり今後大きな混乱が起こると思いますし、今、具体的に危険があるわけですから、そこの危険をどう避けるのかというところが、この前、委員会でも、例えば、ここにとめないでくださいと立てるとか、これは府道だから京都府の協議がいりますけども、例えば、ここはとめないという、よくありますよね、駐停車禁止みたいな、それをはっきりさせるとか、そういう具体的なことをちゃんと直ちにやっていただく必要があると思うんですけども、そういうご予定はありますか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

観光客を受けるためのインフラ整備というところのご意見というふうに、そういうふうに受けとめましたけども、確かに、そういったしっかりした環境整備をしてから受け入れるという考えもあるんですけども、そういうことも含めまして、トータルでバランスを考えた上での総合計画をつくったものだと。当時、皆さんの議論の中でつくられたものだというふうに認識しておりまして、できた目標に向かって、我々としては進んでいくと。

対応につきましても、繰り返しになりますけども、その都度、対応を随時していきまして、住民の皆様の生活に支障を来さないようにこちらとしても努力していきたいというふうに思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もう起こってるわけですよ、だから支障というのはね。

実際、例えば、スクールバスがね、大型バスがとまっているからそこまで行けないと、奈良交通でしたかね。だから、途中だけおろしたとかいう話も聞きますし、また、わらくの送迎だって動いておられます、夕方はね。土曜日でも動いてはりますよね。そういうようなときにそこに事故が起こるかもしれないので、大変危険だという話も聞いております。

先ほど来ね、もちろんそうやってたくさんの方が本当にこの間、和束を訪れていただいて、大いににぎわかしていただいているということは大変素晴らしいことだと思っております、私も。ただ、委員会でも言いましたように、町長も言われましたように、何をするにしても、やはりそこに住んでおられる住民の方の生活があつての観光なんですよね。そこを言ったら無視してということとはできないわけで、だから、そういう点では本当に実際にもう起こっているわけだから、私、今、具体的に言いましたよね。今、具体的に言ったことに対して一つも返ってないですよ。だから、それをいつされるのかと聞いているんですよ、先ほどの話はね。危険なわけですから、もう実際に。それはいつされますか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

確かに、現実起こっているというふうにはおっしゃいましたけども、そういった危険があるっていうのは十分認識しておりますので、いつというのは当然すぐに予算のこととかもあたりですね、どういった対策が一番いいのかということも含めまして、

十分な検討も必要だと思いますので、そういう検討から着手していきたいというふうに申し上げるしか現時点ではできません。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

認識しているんだったら、ちゃんとさきに動いたらいいと思うんですよね。認識しているのにやらないというのはね、認識されてないということですよ、それほど重大なことだというふうに。事故でも起こって誰かが亡くなるとかね、そういうことでも起こらない限り動かせないというのはね、行政の悪いとこととしてよく言われますよね。せっかく皆さんの努力でにぎわいのあるまちづくりを進めておられるという状況の中で、多くの方が10万人を超えて来ていただいていると。そういう中でですよ、もし、そういう事故が一つでもあったら台なしになってしまいますよね。そういう危機感がないんじゃないんですかね、担当課に。何とかなるだろうというね、ちょっと苦情があったら対応したらいいだろうというね、そういうことぐらいしか思っておられないだろうから、多分そういう答弁しかされないと思うんですよ。

今回、例えばヘリの遊覧であるとか、また、観光バスの無秩序な駐車などを見られた住民の方からは、町は一体どんな観光を目指しているのかと。こういうことが町長がやりたかったことなのかと。本当に和東にふさわしいやり方なのかと。そういうことも一方ではね、よく声もあるわけですね。ですから、いろいろされるのは大いに結構ですし、やるのであればね、やっぱり後手後手じゃなくて、実際、25万人という壮大な目標を持っておられるわけでしょう。そしたら、どういうことが想定されるのか、どんだけトイレが要るのかとか、どんだけ駐車スペースが要るかなんてことは当然わかってなあきませんことですよ。そんなこともわからずにですよ、来たら来たで何とかなるだろうみたいなふうにしか見えません。そんなんでは住民の安全も生活も

守れないわけですから、もう少し具体的にですね、すぐできないこともありますけども、すぐできることもあるわけですから、そこはちゃんと直ちにやっていただきたいというふうに、事故とか起こる前にやっていただきたいと思うんです。

それでですね、先ほど井上議員の質問に対して町長は、住民を巻き込んでいろいろ検討もしていきたいというように言われましたけども、今こそそういう意味では声を聞いて、どういう観光やまちづくりを目指すのかということをしっかり議論して、検討していくときじゃないかなと思うんです。私は遊覧ヘリが飛んだときに、やっぱりこれは本当にちゃんとしたルールづくりが要るんじゃないかと思ったんですよね。あれだけのヘリが頻繁に飛び回ってですよ、騒音もあって、振動もあって、やはり100%安全はないですから、落ちる危険もあってというね、そういう中で暮らしておられる住民の方というのはやっぱりいろんな不安があるわけですよ。

この前の委員会でも、例えば、町としてそれに規制をかけるとか、どうこうできるという権限がないと。ないだけに、じゃあ、ほっといていいのかというね、ただ単に、済みませんがよろしくお願ひしますぐらいしか言えへんだけでいいのかというところまで私は来ていると思うんです。今後のことを考えると。だから、町としてはどういふところまでは許せて、どういふところまではだめなのかというね、そういうちゃんとした受け入れのルールづくりというものもちゃんと検討すべきときじゃないかと思うんですけども、町長、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

基本的なことなんですけど、25万人から受けての和東町の観光ということは、当然、今、岡本議員が言われますように、ハード・ソフト、それに受け皿をきちっと考えていかなきゃならないわけでありまして。そういう意味で、今回も駐車場の話も出ました。駐車場も今、広げていく。これからもやっていく。そして、和東茶カフェそのものも

ですね、やっぱりトイレをふやそうということを主にしたいいろいろ受け皿を考えて対応したことでお願いしていきたいということで、今、計画もしているところであります。

そのように、今、言われましたように、全てが25万人ということに合わせて施設がスタートのときにできるんじゃないんですね、それをどういう方向として目指して、そしてそれに向けての整備、そしてあり方、また、今、観光のあり方そのものを住民と一緒に考えていくというのが私は大事だと思っております。

ヘリコプターにしてもそうですね。今、バスにしてもそうなんですけども、どこに問題があるのか。あるんだったら、次にどうして改善するのか。バスでしたらハード面は、駐車場とかを近くで設けるといのはなかなかできないわけですから、それまでの間をルートで変えていくとか、カフェまでバスをひっぱってくるとか、いろんな方策というのは今後考えていかなきゃならない。そういった方法をこれから住民の皆様と協働して考えていくということで、私は、これだからだめだということやなしに、やっぱりこういう機会を通じて、どうあるべきかということや住民の協力をいただきながら検討していくべきだと、このように思っておりますので、そして、今お尋ねあるいろいろの事情というのは十分承知しながら今後の対策を考えていきたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私は委員会でも言いましたけど、何か問題が起こったからすぐやめなさいとかということじゃなくて、ただやっぱり問題はね、何か起こってからしか動かへんということだと思っんですよ。大体、それが飛んだらどうなるかぐらいわかるじゃないですか。さっきから言うてますようにね、こんだけ人が来たらそういうことが起こるとかいうことをちゃんと想定して物事をやっていかないと、とにかく人がふえて、そのときそ

のとき問題が出たときに対応するということではね、そのうち取り返しが見つからない事故が起こったりとかいうことになりますから、そこはぜひちゃんとしたルールづくりというものをしっかり検討していただきたいというふうに思うんです。

それで、先ほど井上議員の質問の中でアンケートということ言われましたよね。課長は、例えば、過去にやった総合計画づくりのときのアンケートがあるからとか話をされましたけどね、そんなんは私、根拠にならんと思うんですよ。こういったことをいかにタイムリーにやるかということだと思っただけです。そのときそのときのことを。ですから、これは課長に提案ですけども、日常的に例えばタイムリーな形でいろんな苦情であるとか、また提案であるとか、いろんなことで声を拾うという意味では、例えば、集客拠点にしているような施設や店がありますよね。そういうところに目安箱じゃないですけどもね、どんな店でも、きょうはいかがでしたかとかね、そういうことをされてますよね。だから、それも含めていろいろ感じられたことがあったら、ぜひ書いて残してくださいとかね、そういうことを設置されたらどうかということと、あとは今はこういう時代ですから、SNSとTwitterなり何なりでいろいろと発信タグをつけていろいろ公表していただくこともできますから、そういったことを入れて声を拾えるようにしてはどうかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

確かに、お話を伺う場所というのはですね、ご提案があったようなものというのもあると思うんですけども、今、既存のやり方、仕組みの中で、一定、お声が届く仕組みって、例えば、SNSでFacebookも和東町としてやっておりますし、地域力推進協議会という和東茶カフェであったり、商工会であったり、そういった地域の団体が意見交換をする場というものを定期的に設けておりますので、今のところは現

時点の仕組みの中で住民の声を拾うということをやっていききたいというふうに思っております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

住民の方もそうですし、今、観光客の方が来られているわけで、その中で具体的にいろんな声が出ているわけですから、そういうことをしっかりネットワークで拾ってやっていくこともぜひ検討いただきたいと思います。

そこで、先ほど言いましたように、もう言いませんけどもね、実際に危険な場所を言いましたよね。私はこれ以上言いませんけども、言ってるわけですから、ちゃんと対応していただきたいと思います。これはまた見届けたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

あと、残り時間で残りをやりたいと思うんですけども、まず学童保育の関係ですけども、先ほど近隣のことも見てという話を料金についてはされましたけども、私も改めて近隣を調べてみたんですけどもね、南山城では月5,500円と、木津川市は月6,000円で、あと、精華町は基本的には月5,000円、井手町は5段階の所得によっても傾斜があって、最高が月5,000円、宇治田原も同様というようなことが見てとれます。

そういうことから考えても、和東町の月7,000円というのは大変高い状況があります。そういう意味でも、1万円から7,000円に引き下げていただいてから、かなりの年月がたっておりますので、ぜひ引き下げについて真剣に検討いただきたいと思いますというふうに思います。これが1点です。

もう一度答弁いただきたいと思います。

それから、延長についてはですね、一つ言いたいのは、ニーズの問題を言われますけどもね、例えば、アンケートをとられて、どの程度だったらニーズがあるというふ

うに判断されるのかということなんです。

例えば、それが1人だったとか2人だったらニーズがありませんというふうに言われるのかということなんです。実際は、仮に1人であったとしても、そうじゃなかったら子供を預けられないわけですから、その1人の方がね。例えば、後の方は必要なくてもね、仮に1人の方が6時では困るという状況であれば応えるべきことなんです。ですから、そういう点で、その辺どういうふうな物差しを持っておられるのかということと、やはり先ほど言ったように、保育園は6時半ですよ。要は、同じ役割を果たしている学童保育と保育園というのが30分もずれがあるというのはそもそもおかしいわけですよ。そこをせめて是正して、無事に保育園を卒園して小学校へ上がって学童を利用しても、これまでと同じ6時半まで預けられるという状況にしておくのが最低限の責任だと思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えします。

確かにおっしゃるとおり、ニーズの人数につきまして、少人数の場合、1人とかの場合でしたらどうするのかということと理解しておりますが、万が一、少人数、1名ないし2名というアンケートの回答でしたら、またその保護者の方とか、実際にご利用されている保護者の方と直接お話しさせてもらうし中で、必要であるならば、当然ながら延長を前提に検討していかなければいけないと、そのように考えております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

保育園との扱いの違いというものが大変矛盾があると思うんです。そこをちゃんと

是正すべきことだというふうに言ってるわけです。そこをもう一度お願いしたいのと、保育料についてはね、これは提案なんですけども、全体として引き下げるといふことと同時に、例えば、井手町や宇治田原町等でいわゆる所得の状況によって傾斜をつけてるところがあるんですね、5段階ぐらいに。ですから、保育園も所得によって傾斜をつけてますけども、せめてそういったことも含めてですね、全体の引き下げとともに、一定所得に応じた傾斜をつけるということも私は必要かなと思いますし、その辺も含めて検討いただきたいと思いますが、その辺も含めてどうですか。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お声します。

保育園との時間との差、30分の時間の差についてですけども、それにつきましては、先ほどお答えしましたけど、実際にニーズがなかったというようにお話をさせていただきましたが、岡本議員がおっしゃられるとおり、確かに保育園6時半、学童保育が6時で終了させていただいています。それにつきましては、現在利用されています保護者の方とさらに相談した中で、また検討していきたいと思えます。

料金の引き下げの件につきましてはですが、他市町村で所得の傾斜というお話もありましたが、それも含めて検討はさせていただきますが、ただ、近隣でうちよりも安い料金で使われているところは確かに多少ありますが、ただ、保育園の運営形態、うちでいいますと指導員の人数ですね、そこら辺が他市町村とは大分違っておまして、うちのほうは近隣に比べまして大分手厚いような指導員を配置しております。そういうところも含めてご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、保育園のほうは前に委員会でも園長から話がありましたように、保育所の体制さえ整えば7時まで延長したいというふうに言われております。そうなりますとね、1時間あくわけですよ。学童と保育園というのは、もしなればそういう点でも大変大きい矛盾も広がりますので、やはり保育園としっかりとそういう面では歩調を合わせていただいて、是正していただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それと、高校生の通学補助については私は大きく後退していると思うんですね、答弁が。課長はね、全体の交通体系の問題とすりかえていると思うんです。私が言っているのは、高校生の通学の負担というのは大変重いと。このことについては是正すべきだと言っているわけですよ。交通体系のことを聞いてないんです。

これは去年の12月にも約200人の何とか補助をしてほしい、拡充してほしいという署名を町長にお渡ししましたし、京都府にもこれをお渡しして、早期に改善していただきたいということを強く要望してきてわけですね。

町長は、この間、今よりも改善するということを表明されてましたし、具体的に町内での格差というのは最低限是正したいと言われてきましたよね。委員会でもそうでした。ということはですよ、やはり町長がこれを改善するということを担当課に指示をされたわけですよ、前に、課長ね。その指示をどう見ておられるんですか。全くこの間の課長のお話ではね、今よりも拡充していくという方向が全く消えているじゃないですか。やっぱりこの間ずっと言ってますようにね、和東から高校に通うがゆえにですよ、公共交通機関を使って行った場合は、ご存じのように、1年に十数万円とか30万円かかるわけですよ。こういう状態をいつまで放置されるのかということを知っているんですよ。

町長は、この間、一定前向きな答弁をされてきたわけですよ。実際に担当課に拡充を指示されているわけですよ。だったら、直ちに現在よりも、せめて負担が減るように早期に具体化するの担当課の仕事じゃないですか。それはどうされているんですか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、子育て支援の部分でいうと、確かに岡本議員がおっしゃるように、高校生の負担は相当大きいと思っております。ですから、相楽東部連合の教育委員会、また和東町の子育ての担当の課と協議をしながら検討は進めているところでございます。

ただ、具体的に早期に実施しろという話は別のものがございます。当然、言いましたように、和東木津線の維持を考えていくというのは第一に考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

その和東木津線を維持するということから考えてもね、高いからみんな乗らないわけでしょう、実際に。だから、そういうことは前から言っているわけですから、ご認識されてるからこそ町長は具体的に拡充を指示されているわけですからね、そこをちゃんと受けとめた検討と、いつまでものんびりやってればいいということじゃないんですよ。具体的にはそういう声もあるわけですから、ちゃんとそれを受けとめていただいてですね、早期に拡充できるように具体化をすぐしていただきたいと。

これは町長、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

前にもお答えさせていただきましてですね、先ほど課長も申しておりますように、これは高校生の通学という観点、軽減という観点から所管が教育委員会になっており

ます。だから、そういう意味で、教育委員会でこういったことを含めて検討していくべきやということを議会の中でも答弁させていただきました。それを含めてですね、今、その辺のところはまだ教育委員会からはその後そのままになっておりますから、どういう観点から検討するか。

ただ、交通ということになってくればですね、また交通体系の維持という観点からもやはり大事な要素になってまいります。そういう意味で思って、今まだうまくまとめ上げて答弁できるような状況になってないということで、時間が来ましましたですけども、そんな状況で今、課長が答弁したように、まだそこは教育委員会との詰めはしておりませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

直ちに詰めてください。

終わります。

○議長（岡田 勇君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時30分～午後2時40分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町一般会計補正予算（第8号専決））、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町簡易水道事業特

別会計補正予算（第3号専決））、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決））、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決））、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決））、以上6件一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第1号から承認第6号の提案理由を申し上げます。

承認第1号 平成29年度和束町一般会計補正予算（第8号専決）は、地方債の許可額及び国・府支出金の決定等に伴い、

承認第2号 平成29年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）は、事業勘定において国庫支出金並びに前期高齢者交付金の決定等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、

承認第3号 平成29年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決）は、地方債の許可額の決定並びに繰越明許費の決定等に伴い、

承認第4号 平成29年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）は、地方債の許可額の決定等に伴い、

承認第5号 平成29年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、保険事業勘定において、保険給付費に係る国・府支出金等の確定により、サービス事業勘定においては一般会計繰入金等の確定に伴い、

承認第6号 平成29年度和束町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決）は、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に伴い、

それぞれ予算補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、

専決処分をさせていただいた次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

まず、初めに、

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決）

2. 専決理由 地方債の許可額及び国・府支出金の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決）

平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決は）、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,126万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億8,263万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款町税、3億6,895万円、1,100万円、3億7,995万円。

2 款地方譲与税、2,670万7,000円、72万9,000円、2,743万6,000円。

3 款利子割交付金、57万4,000円、13万7,000円、71万1,000円。

4 款配当割交付金、295万4,000円、△30万6,000円、264万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、158万3,000円、103万4,000円、261万7,000円。

6 款地方消費税交付金、6,951万円、△945万7,000円、6,005万3,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1,198万2,000円、△160万5,000円、
1,037万7,000円。

8 款自動車取得税交付金、809万4,000円、314万7,000円、1,124万1,000円。

9 款地方特例交付金、47万7,000円、△7万7,000円、40万円。

10 款地方交付税、15億9,383万4,000円、2,500万円、16億1,883万4,000円。

11 款交通安全対策特別交付金、20万円、△20万円、ゼロでございます。

めくっていただきまして、12 款分担金及び負担金、7,716万5,000円、△419万6,000円、7,296万9,000円。

13 款使用料及び手数料、3,133万4,000円、△286万6,000円、2,846万8,000円。

14 款国庫支出金、2億2,435万9,000円、△3,007万8,000円、1億9,428万1,000円。

15 款府支出金、2億2,694万9,000円、△176万1,000円、2億2,518万8,000円。

16 款財産収入、91万6,000円、△65万1,000円、26万5,000円。

17 款寄附金、76万8,000円、9万9,000円、86万7,000円。

18 款繰入金、9,346万1,000円、△1,555万9,000円、7,790万2,000円。

20 款諸収入、3,703万5,000円、184万4,000円、3,887万9,000円。

21 款町債、3億9,340万円、△5,750万円、3億3,590万円。

歳入合計、32億6,390万3,000円、△8,126万6,000円、31億8,

263万7,000円でございます。

続いて、めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1款議会費、5,635万8,000円、△12万5,000円、5,623万3,000円。

2款総務費、6億1,716万7,000円、5,110万9,000円、6億6,827万6,000円。

3款民生費、7億1,326万9,000円、△2,559万6,000円、6億8,767万3,000円。

4款衛生費、4億5,324万1,000円、△2,755万5,000円、4億2,568万6,000円。

5款農林業費、1億5,316万7,000円、△1,442万5,000円、1億3,874万2,000円。

7款土木費、2億372万8,000円、△2,096万円、1億8,276万8,000円。

8款消防費、2億740万7,000円、△420万1,000円、2億320万6,000円。

めくっていただきまして、9款教育費、2億7,431万1,000円、△1,334万円、2億6,097万1,000円。

10款災害復旧費、1億1,352万2,000円、△2,482万円、8,870万2,000円。

11款公債費、3億8,880万8,000円、△135万3,000円、3億8,745万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

めくっていただきまして、続きまして、「第2表 繰越明許費補正」でございます。

1. 変更。

款、項、事業名、補正前、補正後の順に説明申し上げます。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道拡幅改良事業（過疎対策）、補正前 3,650 万円、補正後 3,743 万 8,000 円でございます。

めくっていただきまして、続いて、「第 3 表 地方債補正」でございます。

変更でございます。

起債の目的、補正前、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の順に説明申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）、3,500 万円、証書借入れ又は証券発行、年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後限度額 3,110 万円でございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前と同じでございますので、省略させていただきます。

続きまして、和東運動公園駐車場等周辺整備事業（過疎対策）、4,630 万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、先ほど説明させてもらったのと同じでございますので、以降省略をさせていただきたいと思っております。

補正後 4,730 万円。

湯船森林公園整備事業（辺地対策）、500 万円、0 円。

門前橋整備事業（過疎対策）、1,870 万円、1,460 万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）、2,100 万円、2,540 万円。

道路舗装維持管理事業（過疎対策）、120万円、410万円。

相楽東部広域連合小学校空調整備事業（過疎対策）、9,220万円、6,490万円。

めくっていただきまして、続きまして、相楽東部広域連合小学校校舎雨漏り改修事業（過疎対策）、880万円、800万円。

相楽東部広域連合小学校トイレ改修設計業務事業（過疎対策）、140万円、130万円。

相楽東部広域連合中学校トイレ改修設計業務事業（過疎対策）、130万円、110万円。

相楽東部広域連合小学校構内LAN整備事業、710万円、430万円。

相楽東部広域連合中学校構内LAN整備事業、540万円、340万円。

小型ポンプ付き積載車軽自動車購入事業630万円、510万円。

次のページをお願いいたします。

防火水槽設置事業、240万円、210万円。

災害復旧事業、3,900万円、2,090万円。

計、2億1,110万円、2億3,360万円でございます。

続いて、予算に関する説明書。

平成29年度和束町一般会計補正予算（第8号専決）、No.1により説明をさせていただきます。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

時間の都合上、主なもののみ説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、補正額500万円でございます。

1 節現年課税分で所得割 5 0 0 万円の増でございます。

同款、同項、2 目法人でございます。補正額 2 0 0 万円。

1 節現年課税分で、法人税割 2 0 0 万円でございます。

1 款町税、2 項固定資産税、補正額 4 0 0 万円でございます。

1 節現年課税分 4 0 0 万円、土地が 2 0 0 万円、家屋 1 0 0 万円、償却資産 1 0 0 万円の増です。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額△ 9 4 5 万 7, 0 0 0 円でございます。

1 節地方消費税交付金△ 9 4 5 万 7, 0 0 0 円ということになっております。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、1 目自動車取得税交付金、補正額 3 1 4 万 7, 0 0 0 円でございます。

同じく、1 節自動車取得税交付金で 3 1 4 万 7, 0 0 0 円の増でございます。

1 0 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額 2, 5 0 0 万円でございます。

1 節地方交付税、特別交付税として 2, 5 0 0 万円計上させていただいております。

1 2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目災害復旧費分担金、△ 3 9 2 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 節農林業災害復旧費分担金△ 2 5 8 万円、2 節農地災害復旧費分担金△ 1 3 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

めくっていただきまして、9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額 2 0 9 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 節社会福祉費負担金で 2 7 1 万 1, 0 0 0 円の増、国保基盤安定負担金が△ 3 3 万 4, 0 0 0 円、障害者自立支援給付費負担金が 2 4 4 万 7, 0 0 0 円、これが主なも

のとなっております。

同款、同項、3目災害復旧費国庫負担金、補正額△1,675万1,000円でございます。

1節公共土木施設災害復旧費負担金△1,675万1,000円。内訳といたしまして、道路橋りょう災害復旧費負担金△1,064万6,000円、河川災害復旧費負担金△610万5,000円でございます。

続いて、14款国庫支出金、2項国庫補助金、7目農林業費国庫補助金、補正額△966万2,000円でございます。

1節農業費国庫補助金で△827万8,000円。これにつきましては、地方創生推進交付金、和東茶を生かした新産業創出事業分△815万5,000円、2節林業費国庫補助金△138万4,000円、地方創生推進交付金（マウンテンバイクコース測量等）で△138万4,000円でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金でございます。補正額△436万5,000円でございます。

1節商工費補助金で436万5,000円。主なものといたしましては、地方創生推進交付金（広域観光推進事業）458万5,000円の減でございます。

続いて、めくっていただきまして、11ページ、12ページ。

15款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額△314万4,000円でございます。

主なものといたしまして、1節社会福祉費負担金△295万1,000円。そのうち国保基盤安定負担金が△104万2,000円、障害者自立支援給付費負担金が△166万3,000円となっているところでございます。

続いて、2ページめくっていただきまして、15ページ、16ページをお願いいたします。

15款府支出金、2項府補助金、4目農林業費府補助金でございます。△515万

9,000円。

1節農業費補助金で△464万円。主なものといたしまして、茶園環境改善事業補助金△160万円、共同製茶等省力化推進事業補助金△296万2,000円でございます。

めくっていただいて、17ページ、18ページでございます。

同款、同項、5目商工費府補助金でございます。補正額828万5,000円。

1節商工費補助金として828万5,000円増となっております。主なものといたしまして、お茶の京都市町村支援事業交付金229万3,000円の増、市町村未来づくり交付金（広域観光受入促進事業）700万1,000円の増でございます。

同款、同項、6目土木費府補助金、補正額509万1,000円の増でございます。

2節道路橋梁費補助金437万2,000円の増となっております。これにつきましては、市町村体制づくり交付金（道路維持修繕長寿命化事業）ということで、557万円増となっております。

同款、同項、8目消防費府補助金、△239万1,000円でございます。

1節消防費補助金といたしまして、△239万1,000円。主なものにつきましては、京都府木造住宅耐震改修事業費補助金60万円の減、市町村未来づくり交付金（防災無線）分が82万6,000円の減、未来づくり交付金（災害対策業務継続計画策定）に係る分が△90万7,000円でございます。

さらに、2ページめくっていただきまして、21、22ページをお願いいたします。

21款町債、1項町債、1目総務債、△290万円でございます。

1節総務管理債290万円の減ということで、主な事業といたしましては、過疎対策事業債（路線バス維持管理）△390万円、過疎対策事業債（運動公園駐車場周辺整備事業）が100万円の増となっているところでございます。

同款、同項、3目農林業債、△500万円でございます。

2節林業債で500万円の減ということで、辺地対策事業債（湯船森林公園整備事

業)に係る部分で500万円減となっております。

続いて、同款、同項、4目土木債、320万円の増額でございます。

1節道路橋りょう債320万円。内訳といたしまして、過疎対策事業債(門前橋整備事業)が410万円の減、過疎対策事業債(道路拡幅改良事業)、この部分が440万円の増、過疎対策事業債(舗装維持管理事業)290万円の増ということでございます。

同款、同項、5目教育債、補正額△3,320万円でございます。

1節教育総務債△3,320万円でございます。主なものといたしまして、過疎対策事業債(小学校空調整備事業)△2,730万円、過疎対策事業債(小学校校内LAN整備事業)△280万円、過疎対策事業債(中学校校内LAN整備事業)△200万円でございます。

同款、同項、7目災害復旧債、△1,810万円。

1節農林業施設災害復旧債△960万円。主なものといたしまして、農業施設災害復旧債△810万円。

同じく、2節公共土木施設災害復旧債△850万円。道路災害復旧事業債540万円の減額並びに河川災害復旧事業債310万円の減額でございます。

続いて、23ページ、24ページをよろしくお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額△514万6,000円でございます。

主なものといたしまして、11節需用費で100万円の減。これについては、光熱水費の減でございます。

13節委託料△126万7,000円。電算関係に係ります委託料、また保守点検

の委託料の減でございます。

18節備品購入費△77万2,000円。情報ネットワーク機器の減として25万円、ライセンス購入費で34万6,000円の減でございます。

19節負担金補助及び交付金で60万5,000円の減です。主なものが、京都府町村会情報センター負担金53万1,000円の減額でございます。

続いて、同款、同項、2目企画費、740万9,000円の減額でございます。

主なものといたしまして、13節委託料△274万8,000円でございます。内訳といたしまして、次ページ、和束町の景観を活かしたまちづくり推進事業委託△124万5,000円、スマートワーク・イン・レジデンス事業委託料102万4,000円の減額でございます。

また、19節負担金補助及び交付金で413万4,000円の減ということで、内訳は、移住促進住宅整備事業補助金△360万円でございます。

めくっていただきまして、27ページ、28ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費でございます。補正額7,037万2,000円の増でございます。

主なものといたしまして、25節積立金7,057万2,000円、財政調整基金積立金に4,668万2,000円、減債基金積立金に2,389万円積み立てさせていただいております。

続いて、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、△225万6,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金で225万6,000円減ということで、これにつきましては、京都府地方税機構負担金の減でございます。

2ページめくっていただきまして、31、32ページをよろしくをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額△1,248万5,000円でございます。

主なものといたしまして、人件費でございますが、235万円の減額、20節扶助費で304万7,000円。内訳といたしまして、福祉医療（障害者）の部分が△125万円、障害者自立支援の部分で△100万円となっております。

また、28節繰出金で692万1,000円の減額となっております。これにつきましては、国保基盤安定等の繰出金の減額でございます。

めくっていただきまして、33ページ、34ページをお願いいたします。

同款、同項、3目老人福祉費、補正額△693万3,000円でございます。

20節扶助費で207万9,000円の減額。老人医療に係る費用でございます。

28節繰出△485万4,000円。主なものといたしまして、介護保険事業勘定繰出金で△464万5,000円、介護保険サービス勘定繰出金で△67万2,000円となっております。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、補正額△331万8,000円でございます。

主なものといたしまして、20節扶助費329万8,000円の減額、乳児福祉医療で166万5,000円の減、児童手当で100万円の減額となっております。

めくっていただきまして、同款、同項、3目保育所費でございます。補正額△281万5,000円。

主なものといたしまして、職員人件費で271万5,000円減となっているところでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額△1,246万4,000円。

内訳といたしまして、20節扶助費△138万円。未熟児養育医療給付でございます。

28節繰出金1,050万円の減額でございます。これについては、国保直診勘定繰出金でございます。

同款、同項、2目予防費、△294万6,000円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料213万6,000円の減で、内訳といたしまして、がん診査等検診委託料150万円の減、予防接種等委託料63万6,000円の減でございます。

めくっていただきまして、37ページ、38ページでございます。

同款、同項、4目環境衛生費でございます。補正額747万6,000円。

主なものといたしまして、28節繰出金688万7,000円の減でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計繰越金であります。

続いて、めくっていただきまして、39ページ、40ページをお願いいたします。

5款農林業費、1項農業費、4目茶業振興費、補正額△501万8,000円でございます。

主なものが、19節負担金補助及び交付金△501万8,000円。内訳といたしまして、茶園環境改善事業補助金△176万円、共同製茶等省力化推進事業補助金△325万8,000円となっているところでございます。

5款農林業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額△519万円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料△324万3,000円、そのうち湯船マウンテンバイクコース測量設計業務委託料△276万7,000円。

また、19節負担金補助及び交付金△175万8,000円、有害鳥獣関係事業補助金で105万円の減となっているところでございます。

続いて、43ページ、44ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費△1,038万円でございます。

主なものといたしまして、13節委託料158万円の減額ということで、内訳といたしまして、測量設計業務委託料△150万円。

15節工事請負費△857万円。これにつきましては、工事請負費で325万円の減、町道維持修繕工事132万円の減、お茶の京都茶いくるライン整備工事400万

円の減となっておりますのでございます。

同款、同項、3目道路新設改良費、補正額△832万円でございます。

主なものといたしまして、15節工事請負費△772万円。工事請負費に係る減額でございます。

めくっていただきまして、45ページ、46ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額△1,334万円でございます。

19節負担金補助及び交付金で1,334万円。相楽東部広域連合負担金でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費補正額900万円の減額でございます。

主なものといたしまして、15節工事請負費△867万円。農業用施設災害復旧工事費△823万円となっております。

次に、10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう施設災害復旧費、補正額△723万円でございます。

15節工事請負費で△696万円、うち道路橋りょう災害復旧工事費△683万円でございます。

同款、同項、2目河川災害復旧費、△759万円でございます。

15節工事請負費△758万円ということで、河川災害復旧工事費に係る部分でございます。

49ページから51ページにつきましては給与費明細を載せさせていただいております。また、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございますが、各特別会計につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、私からは、承認第2号のご説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）
2. 専決理由 事業勘定において国庫支出金並びに前期高齢者交付金等により、直営診療施設勘定においては診療収入の決定等に伴い、予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）は、次に定める

ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出算の総額から歳入歳出それぞれ2,026万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,672万5,000円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ886万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,333万8,000円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款国民健康保険税、1億3,941万6,000円、△79万2,000円、1億3,862万4,000円。

2 款使用料及び手数料、10万円、△6,000円、9万4,000円。

3 款国庫支出金、1億7,372万円、△2,189万5,000円、1億5,182万5,000円。

5 款前期高齢者交付金、2億1,714万2,000円、△2,195万6,000円、1億9,618万6,000円。

6 款府支出金、6,098万1,000円、△363万3,000円、5,734万8,000円。

9 款繰入金、5,049万7,000円、△692万1,000円、4,357万6,000円。

10款繰越金、25万1,000円、3,493万9,000円、3,519万円。

歳入合計、8億698万9,000円、△2,026万4,000円、7億8,672万5,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、395万7,000円、1,960万6,000円、2,356万3,000円。

2款保険給付費、4億6,782万5,000円、減額1,161万3,000円、4億5,621万2,000円。

3款後期高齢者支援金等、8,578万3,000円、△269万6,000円、8,308万7,000円。

6款介護納付金、3,450万円、△185万1,000円、3,264万9,000円。

7款共同事業拠出金、1億9,289万6,000円、2,266万6,000円、1億7,023万円。

8款保健施設費、1,227万5,000円、△104万4,000円、1,123万1,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.2、予算に関する説明書によりまして説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきたいと思っております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、△229万4,000円。

1節現年度分でございます。内訳といたしまして、主なものは、後期高齢者医療費

支援金等の負担金でございます。△170万1,000円となっております。

同款、同項、2目高額医療費共同事業負担金、△209万3,000円。

1節現年度分でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、△1,749万3,000円。

1節普通調整交付金で減額となっております。

5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、△2,195万6,000円でございます。

1節現年度分の減となっております。

6款府支出金、1項府負担金、1目高額医療費共同事業負担金、△209万3,000円。

現年度分で減となっております。

同款、2項府補助金、2目財政調整交付金、△152万5,000円。

1節財政調整交付金の減でございます。

9款繰入金、2項一般会計繰入金、3目助産費等繰入金、△168万円。

1節助産費繰入金の減でございます。

同款、同項、4目財政安定化支援事業繰入金で△498万1,000円。

1節財政安定化支援事業繰入金で減となっております。

めくっていただきまして、7ページ、8ページでございます。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で3,493万9,000円。

1節前年度繰越金で3,493万9,000円でございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページ。

歳出でございます。

こちらも主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で1,960万6,000円の

補正でございます。

内容といたしまして、主なものは、25節積立金で2,000万円、財政調整基金への積み立てでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、こちらについては、財源の組みかえとなっております。

同款、同項、2目退職被保険者等療養給付費で△558万9,000円。

19節負担金補助及び交付金の減でございます。

同款、2項高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費で、△196万7,000円。

こちらも19節負担金補助及び交付金の減でございます。

同款、6項出産育児諸費、1目出産育児一時金で、324万円の減。

19節負担金補助及び交付金の減でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金で、△269万6,000円。

こちらも19節負担金補助及び交付金の減でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、△185万1,000円。

こちらにつきましても、19節負担金補助及び交付金の減でございます。

めくっていただきまして、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金で△837万3,000円。

19節負担金補助及び交付金の減でございます。

同款、同項、5目保険財政共同安定化事業拠出金で、△1,429万3,000円。

こちらにつきましても、19節負担金補助及び交付金の減額でございます。

以上でございます。

なお、直営診療施設勘定につきましては診療所事務長と説明を交代させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私のほうからは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））（直営診療施設勘定）につきまして説明させていただきます。

なお、承認第2号につきましては、さきに税住民課長が内容等説明申し上げましたので、省略させていただきます。

承認第2号の4枚目のほうをお開き願ひたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

1. 歳入。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款診療収入、7,343万5,000円、△592万2,000円、6,751万3,000円。

5 款繰越金、290万円、756万円、1,046万円。

6 款繰入金、1,750万円、△1,050万円、700万円。

歳入合計、1,220万円、△886万2,000円、9,333万8,000円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款総務費、6,027万1,000円、△614万9,000円、5,412万2,000円。

2 款医業費、4,171万6,000円、△250万円、3,921万6,000円。

3 款公債費、1万3,000円、△1万3,000円、0円。

5 款予備費、20 万円、△20 万円、0 円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、直営施設勘定、No.2 です。

よろしく願いいたします。

1 ページから 4 ページは総括でございますので、省略させていただきまして、5 ページ、6 ページでございます。

よろしく願いします。

主なもののみ説明させていただきます。

2. 歳入。

1 款診療収入、2 項外来収入、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入、△340 万円。

1 節現年度分と△340 万円でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金としまして756 万円。

1 節前年度繰越金、純繰越金として756 万円でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金で△1,050 万円。

1 節一般会計繰入金として1,050 万円でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページでございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費として補正額△609 万9,000 円。

主なものとしましては、人件費と13 節委託料としまして△60 万円、診療所医師派遣業務委託料でございます。

そして、2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費としまして△250 万円。

1 1 節需用費、医療材料費として250 万円の減額となっております。

9 ページから 11 ページでは給与明細書が載せてありますので、後ほどお目通しの

ほどよろしくお願ひいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

説明の途中ですが、ただいまから午後 3 時 4 5 分まで休憩します。

休憩（午後 3 時 3 5 分～午後 3 時 4 5 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、説明を続けます。

なお、説明はもう少しスピードアップしてください。

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、承認第 3 号、第 4 号を続けてご説明させていただきます。

議案書をお開きください。

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

専決処分書

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

和 東 町 長 堀 忠 雄

1. 専決事項 平成 2 9 年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号専決）

2. 専決理由 地方債の許可額の決定並びに町道山口線拡幅改良工事に係る水道管布設がえ工事において繰り越しをする必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決）

平成29年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,024万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,110万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決

和束町長 堀 忠雄

おめくりください。

第1表 歳入歳出補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計で説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、7,705万6,000円、△30万8,000円、7,674万8,000円。

2 款分担金及び負担金、2 2 1 万 2, 0 0 0 円、△ 3 2 万 4, 0 0 0 円、1 8 8 万 8, 0 0 0 円。

6 款繰越金、1 7 7 万 9, 0 0 0 円、2 5 8 万 8, 0 0 0 円、4 3 6 万 7, 0 0 0 円。

8 款町債、2 億 8, 9 9 0 万円、△ 1, 2 2 0 万円、2 億 7, 7 7 0 万円。

歳入合計でございます。5 億 3, 1 3 4 万 4, 0 0 0 円、△ 1, 0 2 4 万 4, 0 0 0 円、5 億 2, 1 1 0 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、4, 7 7 0 万 4, 0 0 0 円、△ 4 5 9 万 4, 0 0 0 円、4, 3 1 1 万円。

2 款施設費、3 億 9, 5 3 9 万 9, 0 0 0 円、△ 5 1 5 万円、3 億 9, 0 2 4 万 9, 0 0 0 円。

3 款公債費、8, 7 2 4 万 1, 0 0 0 円、△ 5 0 万円、8, 6 7 4 万 1, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第 2 表 繰越明許費。

款、項、事業名、金額の順に説明させていただきます。

2 款施設費、1 項視察費、簡易水道整備事業、9 3 万 8, 0 0 0 円でございます。

おめくりいただきまして、第 3 表 地方債の補正でございます。

1. 変更。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

水道施設整備事業、2 億 8, 9 9 0 万円、証書借入れ又は証券発行、年 5. 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還する

ことができる。

限度額 2 億 7,770 万円。起債の方法、利率、償還方法については補正前と同様でございます。

計として、2 億 8,990 万円、2 億 7,770 万円。

引き続きまして、予算に関する説明書の総括を外しまして、5 ページをお開きください。

主なもののみ説明させていただきます。

まず、歳入でございます。

主なものとして、8 款町債、1 項町債、1 目施設費、△ 1,220 万円でございます。

水道施設整備事業債でございます。

おめぐりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目施設管理費。

1 1 節需用費、修繕費の減額の 350 万円、1 3 節委託料 35 万円。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、△ 515 万円でございます。

1 3 節委託料、統合簡易水道整備工事委託料でございます。460 万円の減でございます。

以上、簡易水道事業特別会計についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書をおめぐりいただきまして、

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 30 年 6 月 13 日提出

和 東 町 長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）
2. 専決理由 分担金並びに一般会計繰入金及び町債を変更する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）

平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,100万円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決

和東町長 堀 忠雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

こちらも同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1. 歳入。

1 款分担金及び負担金、110万円、△90万円、20万円。

2 款使用料及び手数料、3,001万6,000円、△11万円、2,990万6,000円。

5 款繰入金、1億4,538万円、△688万7,000円、1億3,849万3,000円。

7 款諸収入、4,000円、△3,000円、1,000円。

8 款町債、4,110万円、△70万円、4,040万円。

歳入合計、2億1,960万円、△860万円、2億1,100万円でございます。
おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1,993万円、△262万円、1,731万円。

2 款管理費、4,027万7,000円、△594万円、3,433万7,000円。

4 款公債費、1億5,889万3,000円、△4万円、1億5,885万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、地方債補正でございます。

第2表 地方債の補正。

1. 変更。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の順でご説明させていただきます。

下水道事業、4,110万円、証書借入れ又は証券発行、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額 4,040 万円、起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

計、4,110 万円、限度額 4,040 万円。

引き続きまして、資料 No. 4。

こちらも同様、総括を省かせていただきまして、歳入歳出の主なもののみご説明させていただきます。

歳入。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△688 万 7,000 円。

一般会計繰入金の減額でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、△262 万円。

主に、職員の手当、給与でございます。

2 款管理費、1 項施設管理費、1 目処理場管理費、△485 万円。

1 1 節需用費、修繕費で 410 万円を減額しております。

主なものとしては、以上でございます。

以上、第 3 号、第 4 号議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

私のほうからは、承認第 5 号 平成 29 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 5 号専決）について説明いたします。

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）
2. 専決理由 平成29年度介護給付費等に係る国庫支出金等の確定に伴い予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）

平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,811万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,183万2,000円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ552万4,000円とする。
- 2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳

出予算補正」による。

平成30年3月30日専決

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款保険料、1億1,620万8,000円、△1,933万8,000円、9,687万円。

3款国庫支出金、1億4,669万円、223万1,000円、1億4,892万1,000円。

4款支払基金交付金、1億6,466万9,000円、△516万9,000円、1億5,950万円。

5款府支出金、9,056万7,000円、△157万2,000円、8,899万5,000円。

7款繰入金、8,930万4,000円、△664万6,000円、8,265万8,000円。

8款諸収入、5,000円、△3,000円、2,000円。

9款繰越金、1,249万7,000円、238万7,000円、1,488万4,000円。

歳入合計、6億1,994万2,000円、△2,811万円、5億9,183万2,000円でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

同じく、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1款総務費、9,828万円、△62万2,000円、920万6,000円。

2款保険給付費、5億7,081万9,000円、△1,662万4,000円、5億

5,419万5,000円。

4款地域支援事業費、3,052万9,000円、△1,059万3,000円、1,993万6,000円。

6款公債費、5万1,000円、△5万1,000円、0円。

7款諸支出金、842万円、△22万円、820万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、続きまして、予算に関する説明書No.5、平成29年度和束町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）（保険事業勘定）をよろしく申し上げます。

1ページから4ページまでは総括でございますので、省略させていただきます。

5ページ、6ページをよろしくお願いたします。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額△1,933万8,000円。

現年度分の特別徴収の保険料の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額507万8,000円。

これにつきましても、現年度分の介護給付費の負担金の増額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、△397万1,000円。

これにつきましても、現年度分の介護給付費交付金の額の確定に伴う減額でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、△189万円。

これにつきましても、介護給付費の繰入金の額の確定に伴う減額でございます。

2枚めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、5 目施設介護サービス給付費、△ 5 9 3 万 6, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 9 節負担金補助及び交付金で、施設入所に伴う給付の減額でございます。

めくっていただきまして、2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、補正額△ 4 0 0 万円でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金で、要支援者の居宅給付費の減額でございます。

めくっていただきまして、2 款保険給付費、5 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、補正額△ 3 5 0 万円。

これにつきましても、1 9 節負担金補助及び交付金で、施設等で居住費、食事代の減額に係る給付の減額でございます。

めくっていただきまして、4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費、補正額△ 4 8 6 万 5, 0 0 0 円。

主なものといたしましては、1 3 節委託料、△ 4 8 4 万 5, 0 0 0 円。これにつきましては、総合事業の新規事業を思っておりましたが、思ったほど伸びずの減額ということになっております。

次、めくっていただきまして、4 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費、2 目総合相談事業費、△ 4 6 4 万 6, 0 0 0 円。

7 節賃金、これにつきましては臨時職員の賃金で、△ 3 0 9 万円でございます。

続きまして、議案書のほうに戻っていただきまして、先ほどの事業勘定の続きの府ページでございますサービス事業勘定の歳入でございます。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

これにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順で申し上げます。

1 款サービス収入、2 8 0 万円、4 0 万円、3 2 0 万円。

2 款繰入金、279万3,000円、△67万2,000円、212万1,000円。

3 款繰越金、0円、20万3,000円、20万3,000円。

歳入合計、559万3,000円、△6万9,000円、552万4,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

これにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、458万8,000円、△7,000円、458万1,000円。

2 款事業費、91万7,000円、△6万2,000円、85万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

それでは、予算に関する説明書No.5、平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決）の介護サービス事業勘定をお願いいたします。

1 ページから4 ページまでは先ほどと同様、総括でございますので、省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス計画費収入、補正額40万円。

これにつきましては、居宅支援サービス計画の収入の増でございます。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、△67万2,000円でございます。

これにつきましては、事業費及び臨時職員の人件費の確定に伴う減額でございます。

めくっていただきまして、続きまして、歳出でございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費、補正額△6万2,000円。

これにつきましては、13節委託料で、要支援者の計画策定プランの委託によるも

の減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、私からは、承認第6号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月30日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決）
2. 専決理由 平成29年度の後期高齢者医療特別会計において、後期高齢者医療広域連合納付金の予算補正をする必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決）

平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,478万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款保険料、3,649万5,000円、△3万1,000円、3,646万4,000円。

2 款使用料及び手数料、1万円、△1万円、0円。

3 款繰入金、2,474万円、46万3,000円、2,520万3,000円。

4 款繰越金、24万2,000円、22万5,000円、46万7,000円。

5 款諸収入、288万9,000円、△23万7,000円、265万2,000円。

歳入合計、6,437万6,000円、41万円、6,478万6,000円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も、款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款総務費、62万9,000円、△10万5,000円、52万4,000円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、5,810万6,000円、111万4,000円、5,922万円。

3 款保健事業費、516万7,000円、△58万3,000円、458万4,000

0円。

4款諸支出金、20万1,000円、△1万6,000円、18万5,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.6、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

1ページから4ページの総括は省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

主なもののみ説明させていただきます。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、81万5,000円の補正でございます。

現年度分でございます。

2目普通徴収保険料、△84万6,000円。

現年度分が減額の80万3,000円、滞納繰越分が△4万3,000円でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、46万3,000円。

事務費繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、22万5,000円。

前年度繰越金でございます。

5款諸収入、4項雑入、3目雑入、△19万9,000円。

雑入の分でございます。

めくっていただきまして、7ページ、8ページ。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、111万4,000円の補正でございます。

19節負担金補助及び交付金となっております。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費で58万3,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、13節委託料で49万9,000円の減額、健康診査委託料の分でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

専決ではありますけれども、何点か確認も含めましてお聞きしたいと思います。

一般会計の44ページの道路維持費の関係ですけれども、先日、石寺地内で陥没がありまして、通行どめになっておりました。その辺の原因等、どのように分析されているかお聞きしたいのと、また、29年度の部分でそういった兆候というのは認められなかったのかどうかですね、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ただいまのご質問ですけれども、町道西和東木津線でございます。小学校・中学校の通学バスの路線となっております。陥没しましたのは9日土曜日の2時ごろと聞いております。

以前から陥没の兆候はなかったかということでございますけれども、兆候はございませんでした。最終的に現場も確認した結果ですけれども、中の横断管、これが昭和28年ごろぐらいにつくられたものらしく、かなり老朽化しておりまして、その後、管が途中で歪んだりというところから水が抜けていたようで、外のほうに大きな兆候が出る

ような状況がございませんでした。現場も、当日、僕のほうで確認に行きましたけども、そういう状況もございませんでした。ただ、中が空洞になっておりまして、約1メートル角ぐらいの穴と深さ1メートル50ぐらい下がっているということで確認をしております。今現在、設計を上げて、現場を復旧に向けて準備をしているところでございます。今週から来週の初めぐらいまで通行どめさせていただきまして、通行開放したいということで考えております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

兆候等は見られなかったということですが、今ありましたように、かなり中も老朽化していたということもありまして、そういった部分がこれからふえてくるんじゃないかというように思いますので、ぜひ注意をいただきたいと思いますし、スクールバスのほうへ、今、大変不便をかけているという話も聞いておりますので、ぜひ、できるだけ早く復旧のほうをお願いしたいというふうに思います。

それと、関連して、これも府道のことになるんですけども、湯船の小杉の回転場のちょっと向こう側のほうの府道の路肩の部分が削られて崩れている。それは一応危ないということで、一定そういった措置はされていたというように見受けたんですけども、その辺の状況とかは聞いておりますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

直接道路管理者ではございませんので、的確なお答えになるかどうかわかりませんが、私のほうも現場は確認しております。昨年、一昨年の雨で出水による吸い出しということで、路肩というか、民地が吸い取られたというのが現実でございます。

災害復旧等でとるには路肩ということになりまして、現時点では路肩まで来てない

と。現場的には路肩まで行っているように見えるんですけども、あと、民地がかんてるといふことで、路肩まで来てないといふことで、災害復旧等での対応はされていないのが現実でございます。

ただ、あの状態では危ないといふことで、和東町としましても何らかの措置をとってほしいといふことは京都府のほうにはお願いをしているところでございます。

現時点で私が答えられる範囲はその程度でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

また、梅雨の時期にも入っておりますし、大雨も予想される面もあります。あそこが通行どめになりますと、また、いろんな意味で不便もかかりますので、ぜひ京都府に対しても強く要望をいただきたいと思います。

それで、あとですね、この29年度の道路維持という部分で一つだけお聞きしておきたいのが、いわゆるバス停でいいますと白栖口のバス停から旧西和東小学校に上がっていく坂の道があると思うんですけども、あそこはいわゆるバスに乗る高校生等の通学路にもなっておりますし、また、白栖に帰られる車両等も一定通行する道路というふうに思うんですけども、ただ、見てわかりますように、道路面自身の破損が大変きついということもありますし、破損をまた埋めたりとかして、かなりでこぼこになっているという面もあります。

また、路肩といえますか、山側のほうも含めてですね、なかなか整理されない一面もあって、枯れ葉とか土砂とか、そういったことも整理できず実際に走る部分というのがより狭くなっているという部分が見受けられるというふうに思うんです。

それと、川側のほうについても、一定、ガードレールがない部分も残されておりますし、大変危険な状況になっているといふことはあるというふうに思うんですけども、その辺自身が余り町としても手をつけられてないんじゃないかと思うんですけども、

この辺の改良の部分についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

今のご質問につきましては、白栖撰原線の白栖口バス停から上の旧小学校までの間ということでございます。

以前に補助事業で何とかできないかという事業を計画したことはございます。ただ、いろいろ諸般の事情がありまして、工事がとまっているのが現状であります。

ただ、この路線につきましては、本来、区のほうにお願いするだけでなく、町のほうも年間数回草刈りないし除草関係等、枝とかの払いにつきましては、直営でも入らせていただいております。ただ、なかなか町内いろんな路線がありまして、それを全てうまく回り切れてないのが現実でございます。また、できるだけ早い時期に現場作業するように指示を出させていただきながらかかりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もう少し一定根本的なのといいますか、部分での改良も必要じゃないかというふうに思いますので、ぜひその辺は検討いただきたいというように思います。

それと、工事請負費の中にお茶の京都茶いくるライン整備工事ということで400万円の減額になっておりますけども、この辺はどういうことでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

当時、600万円ほどの予算をつけさせていただいておりました。その後200万円まで減額になったということでございます。

理由につきましては、京都府と和束町の間で管理区分の中でコースを再度見直しまして、和束町については、今、一番府道が細いと言われております高橋から和束井手の交差点まで、和束井手から、もう一度、宇治木屋、木津信楽におりてくるというコースで茶いくるラインを入れるということになりました。

ただ、本来、京都府のほうで宇治木屋ないしほかの和束井手等の道路についても、昨年度、事業を考えておられましたが、この事業も縮小された関係で、和束町の町道につきましてもその分、事業を縮小させていただいた結果、220万円ぐらいの工事でおさまったのが結果でございます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それですね、これは前にも話がありましたけども、これをなぜやるのかという点でいえば、一つは、自転車で来られる方を府道を走っていくのが危険だということもありまして、集落内に誘導して安全を確保するということが当初言われておりました。その辺の目的といいますか部分というのは、この茶いくるラインを引くことによって、実際どのように効果があるのかですね。実際にちゃんとそういった自転車の方が高橋から上がって行くということでされているのかどうかというのは町としてどのように確認されているのかということですね。

それと、もう1点は、逆にですね、やはりああいう自転車の集団というのが集落内を走ること自身の危険というものもあると思うんですよ。実際、集落内のほうの町道自身が狭いわけですし、そこに10台とかそういったような集団の自転車が押し寄せて集落内を走っていくということそのものは、一方で大変危険な状況もあると。

自転車事故というのは甘く見れないんですね。これによって死亡事故もありますし、それによるいわゆる賠償なども大変多額になっているというように聞いておりますし、生活道路である集落内の道路を迂回してくるということ自身も、それはそれで危険なわけです。そういう意味では、その住民の方の安全というものをしっかり守っていくという点で、その辺はどういうふうにされていますか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

数値的な統計はとっておりませんので、何とも答えようがないんですけども、傾向的に見ますと、団体のチーム自転車についてはなかなか上のほうに上がってもらえず、府道を走っておられるというパターンのほうが多く見受けられます。ただ、個人で来られた方については、意外と上のほうに2台ないし3台で走られている方については上のほうの道に上がってもらっているというのは、この5月には見受けられました。

効果があるかないかにつきましては何ともお答えしにくい点でございますけども、ただ、上の道につきましては早々スピードが出るような法線ではございませんので、速度については確かに遅くはなっていると判断しております。

確かに、言われるように、和東井手につきましても、それから今の白栖撰原、西和東木津につきましても、自転車のほうでのトラブルは聞いております。住民のほうからも、もうちょっとルールを守って走ってほしいというような声も聞いておりますので、先ほどの一般質問でありました車の駐車場と同様、できるだけ理解を求めるような説明等を今後も繰り返していきたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今の答弁ですと、茶いくるラインって一体何のために引いたのかということしか考えられないんですよね。そもそもいわゆる当初これが引かれる前に、そういう集団の自転車が来て府道を走っていると。府道を走っていたら、車の通りも狭いわけですから、大変危険だという声が多く出てました。今でも出てますけどもね。

そういうことで、やはり安全対策するということが茶いくるラインというのは一方でやられたんじゃないのかと思うんですよね。しかし、今の課長の話だと、そういう肝心の集団の自転車の集団というのはほとんど上に上がらないし、いつもどおり行っていると。

実際、個人の方というのは、上のほうに上がっておられるかもしれない。それは前からそういう傾向があったんじゃないかと思うんですよね、目的が違うと思いますから。そういう意味では、これは一体何のために引かれて誘導しているのかということ、大変意味のないことにお金を使われたんじゃないかというふうに思わざるを得ないと思うんですね。

実際に集落の中でもこれを引いて、それはそれで自転車が来るっていうことに対して大変いろんな声も上がっているのは確かですし、そこはやはりちゃんと見ていただいて、そういう意味のないことにお金を使わないように私はしていただきたいと思うんですね。あのまま茶いくるラインを1回引きましたけども、ずっとこれからはそのままになっているわけでしょう。特に引き直すとかね、例えば、かすれてきて、それをまた引き直すということは多分されないと思うんですよね。そういうことをするお金があるんだったらね、例えば、これでいえば400万円も減額して200万円で済んだというんだったらですね、この29年度においても、前から言ってますように、通学路等の安全確保をちゃんとしていく上での取り組みというものに回せばいいと思うんですよ。だから、そういう目的からしても大変意味のないことをやる一方で、実際にしなくちゃいけないことについては、なかなかやっていただけないというのは、

大変本末転倒だと言わざるを得ないと思いますので、その辺はちゃんと目的を持ってやっているのであればですね、ちゃんと確認するであるとか、放置して何のためにやっているのかもわからんみたいなことでは、貴重な税金ですからね、ぜひ、その辺はちゃんとしていただきたいというふうに思いますし、こういう単純に減額するんじゃなくて、必要なことにちゃんと使うということを強く要望しておきたいと思うんです。

最後に、もう1点だけですね、総務の関係なんですけども、これは決算のときにまた詳しく聞きたいと思いますが、財政調整基金の関係なんですけど、今回、財政調整基金として4,668万2,000円、減債基金として2,389万円で、合計7,000万円の積立金が計上されております。

これは大体毎年この時期になるとこういったことが起こるわけなんですけども、実際、今度、決算見込みの関係でいっても一般会計で大体1億円近い黒字会計になっております。特別会計も合わせますと約2億円ぐらいの黒字会計になっていると。それとはまた別にこういう積立金もしていくという点ではですね、もちろんこういったことが一概に悪いというわけじゃないんですけどもね、前からも言うておりますように、住民生活等に還元していただくだけの財源というものがあるというふうにも言えると思うんです。

町長に最後ね、これだけ確認しておきたいんですけども、このような一定年度末決算に向けて多額な積立金が発生し、それに以外にも多額の黒字を発生させてるという部分ではですね、当初の予算編成の差異との関係で、こういったことは見込んでおられたんかどうかですね、その辺はいかがですか。その辺だけ確認しておきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

こういった件では、財政計画上と通年上、事業を進捗して、円滑に進めていくという2点の観点からあると思います。

財政上、そして健全化を、何が起こるかわからないということも備えて、財源が確保できるときには基金でもって積んでいくというのも大事なことであります。また、事業というのは、その日その年と、多いときも、また財政の苦しいときもあるわけです。住民のニーズに応えた事業を推進していくためには、通年化した事業をきちっとやっていく。事業計画に基づいてやっていく。そういうことを考えていくと、この基金運用というのは非常に大事になるわけになります。

そういう意味で、単年度で物を見るじゃなしに、やはり何年間の事業を通して見ていくという観点から、こうした積み立てを行っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

それでは、一、二点ご質問させていただきたいと思っております。

N o . 資料1の28ページ、路線バスの運行費補助金という形でのっております。これに関連するわけなんですけれども、先日の総務委員会のほうの報告がありましたように、免許証の自主返納という方が結構最近多くなっております。それについて、和束町におきましては、去年、何名の方が自主返納されてか、年齢層ですね、それから、それに対する返納された動悸いうんですかね。家族に押される返納したとか、あるいは自分で危険性を感じて完納したとか、いろんな動機があると思うんですけれども、その辺についての分析はされてますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

昨年度、和東町の奈良交通の電子カードの交付をさせてもらった方につきましては、6名でございます。それ以外に、やはり岡田議員がおっしゃるように、年齢的に家族のほう危険だということで警察に返納されて、役場のほうには届けがないという方が数名おられると思います。

また、免許の更新の際にですね、高齢者講習が通らなくて更新ができなかった方という方もおられますが、ただ、和東町の事業の対象にはなっておりませんので、そのあたりご理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

そういった中で、最近、新聞紙上の中で、高齢者の運転に対して痛ましい事故発生というものが報道されておりますけれども、和東町内におきましては、そういった事例、件数、そういったものは確認されてますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに木津警察署を通じて、そういう方があれば年1回、2回、会議をさせていただいております。ただ、そういう方の事例というのは、29年度は聞いておりません。

しかしながら、歩行者事故ということで、事故に遭われる方ですね、やはり高齢者の方が相当多くなっているということで警察のほうからは聞いているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

それですね、先ほど課長のほうから、私が質問しようと思ったことにさきに答弁されましたけれども、認知症におきまして、病院等で診査を受けて、なおかつ病院のほうからさしどめをくらったと。要するに、レッドカードをいただいたとおっしゃる方が、全国で、平成21年では230件前後ございました。それから、五、六年たった後、大体6.5倍の1,500人のぐらいの数字に急激に上がっているというようなことですね、結局、この方々は強制的に自分の足をとられてしまう、生活圏が狭くなってしまふ、そういう不都合が出てくるわけでございます。

和束町においては、独自に他町村に先駆けて、免許証を返納されたら補助事業として優待カード、補助カードですね、こういうものを発行されていると。しかしながら、数回乗車するだけでしまいになってしまうと。こういった制度はもう少し優遇を長引く、あるいは延長する、またほかの方法に考え直す。こういったことによつて、路線バスの運行に少しでも役に立っていただけるというふうな形の補助事業、そこをもう少し幅を広げて考えていただくことはできないものでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

私の記憶のほうになりますますが、前総務課長のほうから、やはり奈良交通はゴールドクラブ定期カードというのがございまして、65歳以上の高齢者の方、一定額お支払いをしてもらわないといけませんけれども、1回100円で乗れる制度がございまして。そういう制度の活用を検討していきたいという答弁をたしか3月か12月の議会でされていたと思いますので、現在、事務担当者レベルではどういうふうにしたらいのか検討をさせてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

それでは、そういった形での優遇というものをもう少し幅広く今後考えていっていただきたいと要望してお願いをしておきたいと、このように思います。

それから、コース安全灯について質問させていただきたいんですけども、これについても、町独自の補助制度によりまして各区ごとにおきまして件数を定めて、1万2,000円でしたかね、補助を出してLEDに変更させていただいているという状況ではございますけれども、これではなかなか各区にたくさんある防犯灯がLEDに更新をされるのにはほどほど時間的な年数がかかってくると、このように懸念されます。ですから、もう少しスピードアップをして更新を各区のほうから申請いただいて、故障しなくてもそれなりの機能が劣化しているものについては対象に含めていくというふうな形でご検討いただけないものか、このように考えるわけなんですけれども、いかがかがご答弁いただけますでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

5月30日でしたか、総務厚生常任委員会のほうで報告をさせていただきましたが、昨年度、交通安全灯のLED化の工事の件数でございますが、71カ所実施したということで報告をさせていただいております。

平成30年度からは、岡田議員がおっしゃるように、各区5本という縛りをかけておりましたが、区によってはたくさん管理されているところがあります。その管理本数により補助の上限を決めていくということで、区の中に50本までの防犯灯を管理

されているところにつきましては従来どおり5本、これでいきますと10年ぐらいで全てつけかわるという形でございます。

100本までのところについては年間8本、150本までのところについては10本、200本までのところについては12本ということで、約15年の間に全て入れかわれるような充実をさせていただきたいということで、平成30年度から実施させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

5番、岡田議員。

○5番（岡田泰正君）

ありがとうございます。

そのような意向ですけれども、甚だまだスピード的に遅いという感じはぬぐえないと思います。だから、全て5年ないし10年未満の中でご判断を早急に財政的にもお願いしたい。

というのは、やはり高齢者の方が朝とか夕方、歩いて健康保持をされているという方が結構、町内におられます。今は日が長いんで安全なんですけれども、冬場になりますとやはり日暮れが早くなってくる。そういったことに対してもやはり考慮していく必要があるかと、このように考えますので、ひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

私も一、二点お聞きしたいと思います。

今回の補正予算は減額補正が大半ですので、さほど質問することはないんですけども、一つ町債で減額の5,750万円ということになっております。これは繰越明許

費で上がっておりますが、一応、この事業ができなかったもんで減額補正ということ
でよろしいんですか。

○議長（岡田 勇君）

地方創成担当課長。

○地方創成担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、繰越予算につきましては、予算を持って繰
り越しいたしますので、繰越予算に伴います減額ではなく、事業につきましては特に
教育費の関係でございましたら、連合のほうで国庫補助金がつくことが確定しました
ので、その分の起債の減額でありましたり、入札差金というのもございます。

また、災害復旧につきましても、災害査定等で事業費が固まりましたので、その分
は減額させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでしたら、一つお聞きしたいんですけれども、この時点で実質公債費比率は和東
町はどれぐらいになっているかお聞きしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

地方創成担当課長。

○地方創成担当課長（草水清美君）

ただいま直近の実質公債費比率で平成28年度決算のものでございます。11.
5%でございます。

29年度につきましては、現在、決算統計ということで、この比率等を策定中でご
ざいますので、まだ指標のほうは出せておらないという状況で、7月ぐらいになりま
したらほぼでき上がってくると思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

11.5%ということは、数字的にはかなり良好な数字だと思います。

それと、先ほど岡本議員が質問されましたけども、財政調整基金積立金で4,600万円計上されているわけなんですけど、半年ほど前でしたかね。政府高官が言っていたんかどうかわかりませんが、基金をたくさんあるようなところは交付金を減らしてはどうかというような、何か新聞で見たんですが、そういうようなことは今のところございませんか。

○議長（岡田 勇君）

地方創成担当課長。

○地方創成担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

国のほうにつきましては、地方がお金をためてるということで、今おっしゃられたように、地方交付税を削減するという動きが見え隠れしているところがございますが、市町村にとりましては、特に和束町にとりましては、これまでの行革をしてきた結果、財政調整基金を積んできたとか、また今後の将来の負担を低減させるために減債基金を積み立てているという目的基金でありますので、国・府に対して縮小しないということ要望し続けているものでございます。

今のところは減額という内容にはなっていない。今後は少し不透明なところではございます。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

じゃあ、最後に、経常収支比率は現在どれぐらいになっているかお聞きしたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

地方創成担当課長。

○地方創成担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

こちらのほうも28年度の普通会計の決算統計でございますが、和東町は88.4%でございます。

ちなみに、京都府の平均は94.0%ということになっております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町一般会計補正予算（第8号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第2号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町介護保険

特別会計補正予算（第5号専決））、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町介護保険特別会計補正予算（第5号専決））は原案のとおり承認されました。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度和東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号専決））は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成30年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する和東町税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、承認第7号のご説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願います。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ平成30年3月31日に公布されたことに伴い、和東町税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

議案書のほうをつけておりますが、議長の許しをいただきまして、新旧対照表の次につけておりますページ番号26になっておりますが、和東町税条例の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

まず、改正理由でございます。

先ほどと同じでございますが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、それぞれ平成30年3月31日に公布、同4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

2 改正概要でございます。

まず、法人町民税でございますが、第48条の法人町民税の申告納付の部分でございます。

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例等について、内国法人が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除し切れなかった金額を、法人住民税の額から控除するという内容のものでございます。

また、第52条の法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の規定でございますが、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を控除して計算するという内容となっております。

次に、固定資産税でございます。

いわゆる、我が町特例の部分でございます。

附則第10条の2で特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の軽減ということで、ここに記載されております発電設備についての軽減でございます。

対象設備につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたもの。

軽減期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資

産税に限ります。

そのほかの改正といたしまして、特例の対象年度の改正ということで、土地の価格の特例。

現行、平成28年度又は平成29年度という規定となっております部分につきましては、平成31年度又は平成32年度と延ばす形での改正。

宅地等に対して課する固定資産税の特例（負担調整措置の継続）でございますが、平成27年度から平成29年度までと現行はなっておりますが、平成30年度から平成32年度までと延長されます。

農地に対して課する固定資産税の特例ということで、これも負担調整措置の継続でございます。現行、平成27年度から平成29年度までと規定されておりますが、延長ということで、平成30年度から平成32年度までということになります。

また、特別土地保有税の課税の特例でございます。

平成27年度から平成29年度までという現行の規定でございますが、平成30年度から平成32年度まで延長されるということでございます。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降、新規課税はされておられません。

改正条例の施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（和東町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

承認第8号 決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成30年度税制改正大綱が決定され、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関連する和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、今回提案させていただいた次第であります。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、承認第8号のご説明を申し上げます。

議案書をよろしくお願いいたします。

承認第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成30年3月31日

和東町長 堀 忠雄

1. 専決事項 和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 専決理由 地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ平成30年3月31日に公布されたことに伴い、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

この議案につきましても議長のお許しをいただきまして、議案書の一番最後ページ、5ページをページ番号を打ってありますが、和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 概要によりまして説明をさせていただきます。

1 改正理由。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されたことから、法及び

政令の改正に合わせて改正するものでございます。

2 改正概要でございます。

第2条で規定しております課税額ということで、まず、課税限度額の引き上げでございます。

基礎課税額におきまして、現行54万円が課税限度額とされておりますが、改正によりまして58万円となります。

続きまして、第23条に規定されております国民健康保険税の減額の部分でございます。

減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

第2条の改正に伴う改正ということになりますが、まず、5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額、改正前が27万円、改正後が27万5,000円、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額、改正前が49万円、改正後が50万円。

改正条例の施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まずですね、これは今回、専決ということで出されているんですけども、いろいろ専決の議案の中でもね、例えば期日の変更であるとか、文言の変更であるとか、そういうことじゃなくて、これは限度額を引き上げるということは、実質これは保険税自身の値上げになるんですね、基本的に。いわゆる被保険者の直接負担にかかわってくることですので、専決として議会の承認を得る前に執行してしまうというのは大変おかしいんじゃないかというふうに思うんですね。その辺はどうお考えですか。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今回の改正につきましては、提案理由なり改正理由にもありますとおり、和東町国民健康保険税条例の根拠法となっております地方税法等、また地方税法施行令等の一部を改正する政令、種々根拠法がございますが、それが3月31日に公布され、4月1日に施行されたことで専決処分させていただいたということがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

答えになってないと思うんですね、今のは。要は、国が決めて、年度末ギリギリに改正されたから議会に諮る時間がないということだと思うんですけどもね、国の法律が変わったことで実際に負担が変わることってほかにもいろいろありますよね。それでも一応ちゃんと一定のものについては議会にかけられてから可決成立していると思うんです。ですから、実際にもしこれだったら、ほかに臨時会でも開けばいいだけの話であってね、時間的に余裕がなかったなんてことはないと思うんです。やっぱり被保険者の実際の負担にかかわることですからね、住民の代表機関である議会の議論やそういったものを経ずに勝手にそれを変更してですよ、後で承認だけ求めるというのは、この案件についていえば大変ふさわしくないというふうに言わざるを得ないというふうに思いますので、やはりその辺はですね、今後のこともありますので、重々考えていただきたいというふうに思うんです。

それでですね、今回、基礎課税額を4万円引き上げることですけども、これによって影響を受けるという部分ではどのようなことを想定されているかですね、そ

の辺は説明いただきたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

影響といいますか、課税限度額、医療分・介護分等ございますが、合計が改正前が89万円でございます。それが93万円になるということでございます。

今回、今、本算定で国民健康保険税を課税させていただいたところでございますが、それによりまして、93万円の限度額で課税させていただいた世帯数は13世帯ということになっております。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる一定の所得をお持ちの世帯が影響を受けるということは、限度額を上げるということはそういうことだと思うんですね。実際に一定所得を得ておられる方から負担いただくという考え方ももちろんあります。ただ、国民健康保険の場合は、もともと大変高いんですね。ちょっと所得があるだけでもかなりの保険税の負担になってくるとい仕組みになってしまっているんですね。

例えば、そんなに所得が高くないでも、家族の数とかによって簡単に限度額まで行ってしまうというようなこともケースとして考えられるというふうに思うんです。そういう意味でも、決してお金持ちにかけてるということでもですね、被保険者にさらに負担を伴うものになっているというふうに判断せざるを得ませんし、先ほど言いましたように、やはりこういったものは専決で出してくるものじゃないということも含めまして私は反対させていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（和東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る6月20日午前9時30分より本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時45分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 30 年 8 月 13 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 井 上 武津男